

# **第 1 編　總則編**



## 目 次

### 第1編 総則編

第1章 総則.....	1-1
第1節 計画の概要.....	1-1
第1 計画の目的.....	1-2
第2 計画の構成.....	1-2
第3 計画の運用.....	1-3
1. 計画の修正.....	1-3
2. 他計画との関係.....	1-4
3. 計画の遵守.....	1-4
4. 計画の習熟.....	1-4
第2節 計画の基本方針.....	1-5
第1 計画の理念.....	1-5
第2 防災施策の大綱.....	1-6
第3 計画の効果的推進.....	1-7
1. 自助、共助による取組の推進.....	1-7
2. 男女共同参画をはじめとした多様な視点.....	1-7
3. 人的ネットワークの強化.....	1-7
4. デジタル化の推進.....	1-7
5. 計画の効果的推進に向けた取組.....	1-8
第3節 防災関係機関の役割分担.....	1-9
第1 地域防災組織.....	1-9
1. 春日部市に係る地域防災組織.....	1-9
2. 春日部市防災会議.....	1-10
第2 防災関係機関の業務の大綱.....	1-12
1. 市.....	1-13
2. 指定地方行政機関.....	1-14
3. 県.....	1-16
4. 自衛隊.....	1-18
5. その他行政組合.....	1-18
6. 指定公共機関.....	1-18
7. 指定地方公共機関.....	1-19
8. 公共的団体その他防災上重要な施設の管理者.....	1-19
第4節 市民・自主防災組織・事業所の基本的役割.....	1-21
第1 市民の果たす役割.....	1-22
1. 平常時から実施する事項.....	1-22
2. 災害発生時に実施すべき事項.....	1-22
第2 自主防災組織の果たす役割.....	1-23
1. 平常時から実施する事項.....	1-23
2. 災害発生時に実施すべき事項.....	1-23
第3 事業所の果たす役割.....	1-24

1. 平常時から実施する事項.....	1-24
2. 災害発生時に実施すべき事項.....	1-24
第5節 春日部市の防災環境.....	1-25
第1 災害履歴.....	1-25
1. 地震灾害.....	1-26
2. 風水害.....	1-29
第2 自然環境の特性.....	1-33
1. 概要.....	1-33
2. 地形.....	1-34
3. 地質.....	1-34
4. 河川・水路.....	1-35
第3 社会環境の特性.....	1-36
1. 人口.....	1-36
2. 建物.....	1-41
3. 交通.....	1-42
4. 土地利用.....	1-44
第6節 被害想定と災害対策の基本方針.....	1-45
第1 地震被害想定.....	1-45
1. 想定地震.....	1-45
2. 想定結果.....	1-47
第2 浸水想定.....	1-50
1. 洪水浸水想定区域（国管理河川）.....	1-50
2. 洪水浸水想定区域（県管理河川）.....	1-51
第3 災害対策の基本方針.....	1-52
1. 震災対策の基本方針.....	1-52
2. 風水害対策の基本方針.....	1-53

# 第1章 総 則

災害対策を確実なものとするためには、起こりうる災害を想定した平時からの備えが重要である。

本章では、春日部市地域防災計画の概要と基本方針を明らかにするとともに、市及び各防災関係機関の災害対策における役割を定める。さらに、市の自然環境・社会環境の現状に基づき、市で起こりうる災害と、その被害想定を前提とした災害対策の基本方針について定める。

## 【 施策の体系 】



## 第1節 計画の概要

### 第1節 計画の概要

#### 第1 計画の目的

#### 第2 計画の構成

#### 第3 計画の運用

## 第1

## 計画の目的

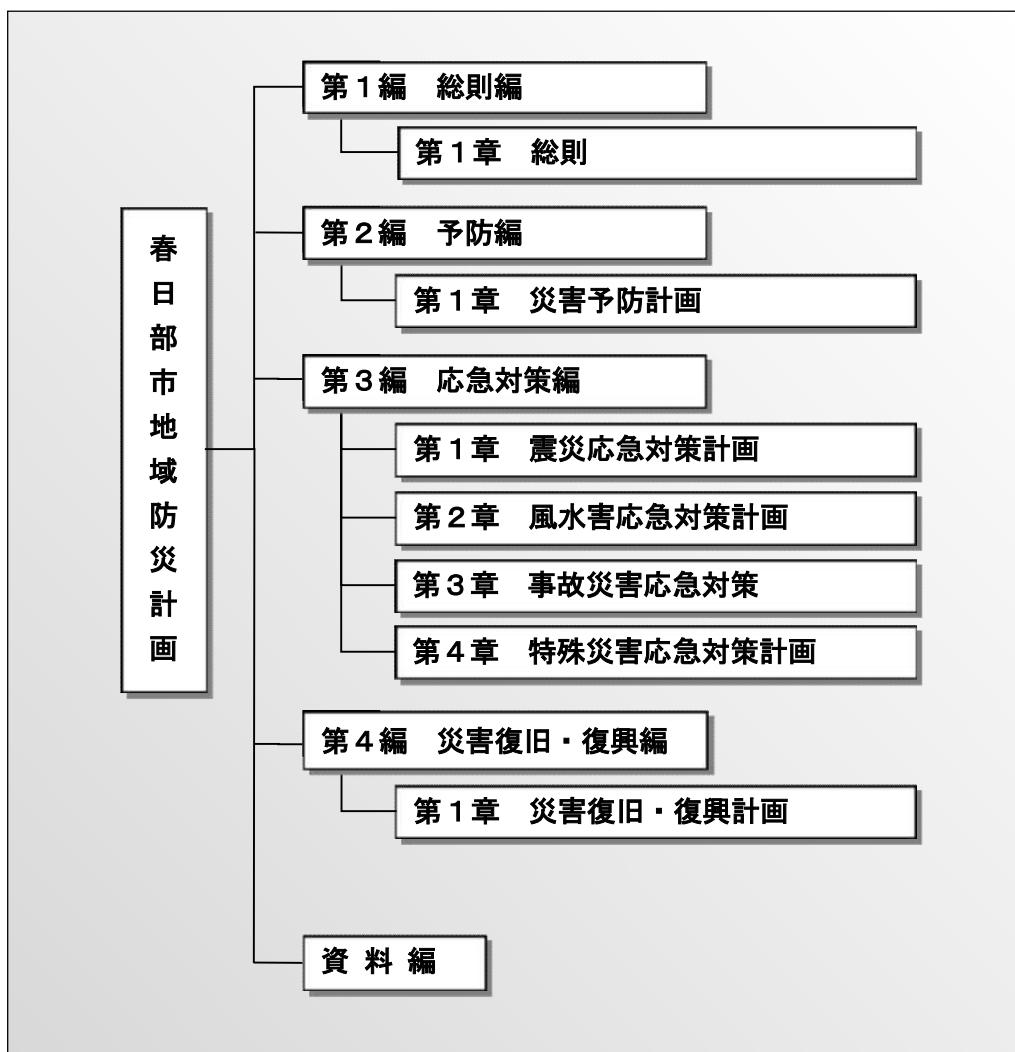
春日部市地域防災計画は、市民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、災害対策基本法（昭和36年法律 第223号。以下「法」という。）第42条の規定に基づき、春日部市防災会議が作成する計画であり、本市の地域に係る災害の対策について予防対策、応急対策、復旧対策等に関する事項を定め、防災活動を総合的かつ計画的に実施することにより防災の万全を期し、社会の秩序の維持と公共の福祉の確保に資することを目的とする。

## 第2

## 計画の構成

この計画は、本市における災害に対処するための基本的かつ総合的な計画として策定するものであり、「第1編 総則編」、「第2編 予防編」、「第3編 応急対策編」及び「第4編 災害復旧・復興編」の4編から構成される。

### 【春日部市地域防災計画の構成】



## 【 計画の構成内容の概要 】

### □総則編

計画の目的、構成内容、計画の基本方針を示すとともに、本市及び防災関係機関が行うべき業務内容や、市民、自主防災組織並びに事業所の担うべき役割について明示する。また、本市の防災環境、災害の被害想定について整理し、災害対策の基本方針を設定する。

### □予防編

災害の発生を未然に防止するため、平素において実施すべき諸施策及び施設の整備等について定めている。

### □応急対策編

災害が発生し又は発生するおそれがある場合に、これを防御し、発生した場合は、その被害をできる限り軽減し、また、応急対策を行う等被害の拡大を防止するため、「第1章 震災応急対策計画」、「第2章 風水害応急対策計画」、「第3章 事故災害応急対策計画」、「第4章 特殊災害応急対策計画」として、災害の特性に応じた応急対策活動を定めている。

### □災害復旧・復興編

災害により被害を受けた市民の民生安定のための措置内容や、被害を受けた各施設の原形復旧に併せて再度災害の発生を防止するため、必要な施設の新設又は改良を行うなど将来の災害に備える事業の対策について定めている。

## 第3

## 計画の運用

### 第3 計画の運用

#### 1. 計画の修正

#### 2. 他計画との関係

#### 3. 計画の遵守

#### 4. 計画の習熟

### 1. 計画の修正

この計画は、法第42条の規定に基づき、毎年検討を加え必要な修正を行うとともに、隨時必要があると認めたときは、速やかに修正する。

## 2. 他計画との関係

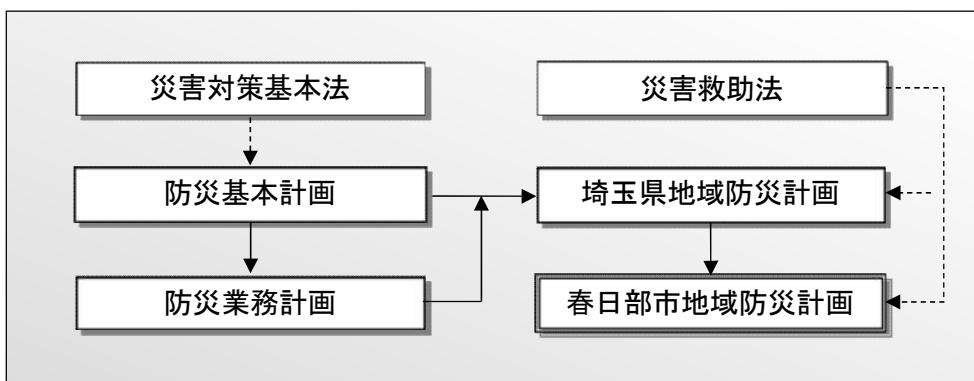
### 2.1 埼玉県地域防災計画との関係

この計画は、本市の地域に係わる災害対策に関する基本的かつ総合的な性格を有するものであり、埼玉県地域防災計画と整合を図るものとする。

### 2.2 災害救助法との関係

この計画は、災害救助法（昭和 22 年法律第 118 号）に基づき埼玉県知事が実施する救助のうち、同法第 13 条に基づき市長に委任された場合又は同法が適用されない場合の救助に関する計画を包括するものである。

#### 【 春日部市地域防災計画と他計画との関係 】



## 3. 計画の遵守

市の執行機関は、市長の所轄のもとに、その所掌事務及びこの計画に基づいて防災事業を処理し、市長の行う防災業務が円滑かつ的確に行われるよう最善の努力をしなければならない。

また、市内の公共団体及び防災上重要な施設の管理者は、法令又はこの計画の定めるところにより、市長の行う防災事業が適切に行われるよう協力し、援助し又は自己の業務に係る防災事務を処理しなければならない。

## 4. 計画の習熟

各防災関係機関は、この計画の趣旨を尊重し、常に防災に関する調査、研究、教育、訓練等を実施し、この計画の習熟に努めるとともに、広く市民に対し周知徹底を図り、もって防災に寄与するよう努めるものとする。

## 第2節

## 計画の基本方針

### 第2節 計画の基本方針

第1 計画の理念

第2 防災施策の大綱

第3 計画の効果的推進

### 第1

### 計画の理念

災害対策の目的は、市民の生命、身体を守り、財産を保護し、社会生活を維持することである。そして、災害時の被害を未然に防止し、もしくはできる限り軽減するには、物的な環境としての都市構造の整備、市民・行政等の防災関係機関の活動が有効に機能する体制づくりが必要である。

東日本大震災では、これまでの想定をはるかに超えた巨大地震と、それに伴う津波の発生により、多大な人命が失われるなど甚大な被害をもたらした。これを教訓として、災害対策においては人命が失われないことを最重視して、ハード・ソフトの様々な対策を組み合わせて災害時の被害を最小化する「減災」の考え方に基づき、大規模広域災害に対する即応力の強化、被災者支援の改善、防災教育の強化や多様な主体の参画による地域の防災力の向上などを計画的に推進する必要がある。

この計画は、過去の災害の教訓を踏まえ、地域の災害特性に応じた防災施策を積極的に推進するものであり、基本理念は次のとおり定めるものとする。

《基本理念》

**災害に強い安全なまちづくり**

防災施策の推進に当たっては、本市及び防災関係機関は、緊密な連携の基に、災害に強い都市環境の整備並びに防災体制の整備を推進するとともに、市民は、「自らの安全は自らが守る」という認識に立ち、行政と市民が一体となった地域ぐるみの防災体制を構築するものである。

「災害に強い安全なまちづくり」は、次の施策によりその実現の推進を図るものとする。

### 災害に強い安全なまちづくり

#### 防災都市づくりの推進

災害の発生による被害を最小限にとどめるため、道路、公園、河川、下水道等の都市基盤の整備を推進するとともに、建築物等の耐震不燃化や防災性を考慮した都市緑地、避難場所としてのオープンスペースの確保を図り、災害に強い総合的なまちづくりを推進する。

#### 災害時に即応できる防災体制の整備

災害時における二次災害の防止、被災者の生活確保及び社会経済活動の早期回復を図るため、市内部の緊急時の対応能力を強化するとともに、他の防災関係機関と連携を図り、災害時に即応できる防災体制の整備を推進する。

#### 行政と市民が一体となった防災体制の推進

地域コミュニティの現状を踏まえ、自主防災組織の結成促進及び育成・強化、市民の防災意識・防災知識の普及啓発を図り、行政と市民の協力による防災体制の整備を推進する。

### 第3 計画の効果的推進

1. 自助、共助による取組の推進

2. 男女共同参画をはじめとした多様な視点

3. 人的ネットワークの強化

4. デジタル化の推進

5. 計画の効果的推進に向けた取組

#### 1. 自助、共助による取組の推進

災害による人的被害、経済被害を軽減し、安心・安全を確保するためには、行政による公助はもとより、各自が普段から「自らの安全は自らで守る」という自助の意識を持つとともに、身近な地域コミュニティ等で支え合う共助が重要である。個人や家庭、地域、企業、団体等社会の様々な主体が連携して日常的に減災のための取組を進めていく。

#### 2. 男女共同参画をはじめとした多様な視点

市は、男女双方の視点に配慮した災害対策を進めるため、防災会議の委員に占める女性の割合を高めるよう取り組むとともに、防災に関する政策・方針決定の過程や災害現場における女性の参画を拡大するなど、男女共同参画や性の多様性の尊重をはじめとした多様な視点を踏まえた災害対策を推進していく。

#### 3. 人的ネットワークの強化

市、県及び防災関係機関、協定締結団体等は、発災時に迅速かつ確実に連絡が取り合えるよう、平素から顔の見える関係を築き、強固な協力関係の下に災害対策を進める。

#### 4. デジタル化の推進

効果的・効率的な災害対策を行うため、A I、I o T、クラウドコンピューティング技術、S N Sの活用など、災害対応業務のデジタル化を推進する。デジタル化に当たっては、国や県が導入するシステムでの活用を前提とした、データ収集・分析・加工・共有の体制整備を図る。

## 5. 計画の効果的推進に向けた取組

本計画を効果的に推進するため、次の点に留意して取組を進めるものとする。

- 計画に基づくマニュアル類の作成と訓練等を通じた職員への周知徹底
- 計画、マニュアル類の定期的な点検や検証
- 点検や訓練から得られた機関間の調整に必要な事項や教訓等の反映

市は地域防災計画推進のための財政負担、援助、指導の充実に最大限の努力をし、さらに制度等の整備、改善等について検討、実施する。

### 第3節 防災関係機関の役割分担

#### 第3節 防災関係機関の役割分担

##### 第1 地域防災組織

##### 第2 防災関係機関の業務の大綱

#### 第1 地域防災組織

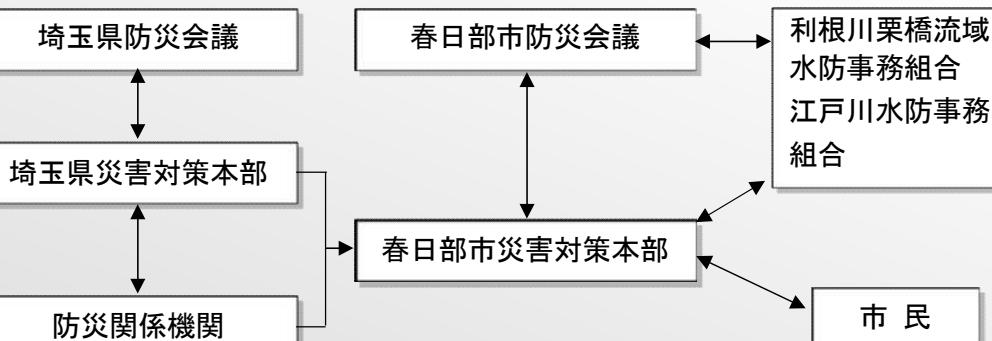
##### 第1 地域防災組織

###### 1. 春日部市に係る地域防災組織

###### 2. 春日部市防災会議

##### 1. 春日部市に係る地域防災組織

本市に係る地域防災組織は次のとおりである。



## **2. 春日部市防災会議**

春日部市防災会議は、法第 16 条及び春日部市防災会議条例に基づき設置され、任務並びに組織については、次のとおりである。

### **2.1 任 務**

- (1) 地域防災計画を作成し、その実施を推進すること。
- (2) 市長の諮問に応じて、市の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。
- (3) 災害対策本部を設置する場合において、市長に意見を具申すること。
- (4) 災害対策本部と密接な連絡を取ること。
- (5) 地域防災計画を作成又は修正したときは、県知事に報告すること。
- (6) 地域防災計画を作成又は修正したときは、その旨を公表すること。
- (7) 関係機関の長に対して協力等を求めること。

### **2.2 組 織**

- (1) 防災会議は、市長を会長とし、防災関係機関の長又は職のうちから任命された委員をもって組織する。
- (2) 防災会議の庶務は、市長公室危機管理防災課において処理する。
- (3) 委員の所属機関

防災会議委員の構成は次頁のとおりである。

【春日部市防災会議委員の組織構成】

委員の別	区分	機関名等
会長	春日部市	市長
1号委員	指定地方行政機関	関東農政局埼玉県拠点
		国土交通省関東地方整備局大宮国道事務所
		厚生労働省埼玉労働局春日部労働基準監督署
2号委員	埼玉県	埼玉県越谷県土整備事務所
		埼玉県総合治水事務所
		埼玉県東部地域振興センター
		埼玉県春日部保健所
		埼玉県春日部農林振興センター
		埼玉県教育局東部教育事務所
3号委員	埼玉県警察	埼玉県春日部警察署
4号委員	春日部市	副市長
		水道事業管理者職務代理者
		市長公室長
		総合政策部長
		総務部長
		建設部長
		病院事業管理者
5号委員	春日部市教育委員会	教育長
6号委員	消防機関	春日部市消防本部
		春日部市消防団（春日部消防団・庄和消防団）
7号委員	指定公共機関 又は 指定地方公共機関等	一般社団法人春日部市医師会
		日本郵便株式会社春日部郵便局
		東京電力パワーグリッド株式会社 春日部支社
		東日本電信電話株式会社 埼玉南支店
		株式会社エナジー宇宙
		東武鉄道株式会社春日部駅
		南彩農業協同組合 春日部支店
		埼玉みずほ農業協同組合 庄和中央支店
		利根川栗橋流域水防事務組合
		江戸川水防事務組合
8号委員	自主防災組織を構成する者 学識経験のある者	公益社団法人埼玉県看護協会
		春日部市自治会連合会
		埼玉県立大学

第2 防災関係機関の業務の大綱

1. 市

2. 指定地方行政機関

3. 県

4. 自衛隊

5. その他行政組合

6. 指定公共機関

7. 指定地方公共機関

8. 公共的団体その他防災上重要な施設の管理者

## 1. 市

市は、災害予防、災害応急対策及び災害復旧対策に関し、次の事項を実施するとともに、指定地方公共機関が処理する防災に関する事務又は業務の実施を助け、又は協力するものとする。

なお、災害救助法の適用後は、同法第13条に基づき災害救助にあたる。

### 【春日部市】

1. 防災会議の開催及び災害対策本部の設置に関すること。
2. 災害予防
  - (1) 防災に関する組織の整備に関すること。
  - (2) 防災に関する訓練の実施に関すること。
  - (3) 防災に関する物資・資材の備蓄及び整備・点検に関すること。
  - (4) 防災に関する施設・設備の整備及び点検に関すること。
  - (5) 前各号のほか、災害が発生した場合における災害応急対策の実施に支障となるべき状態等の改善に関すること。
3. 災害応急対策
  - (1) 情報の収集、伝達及び被害の調査に関すること。
  - (2) 警報の伝達及び避難の指示に関すること。
  - (3) 消防、水防その他の応急措置に関すること。
  - (4) 被災者の救難、救助その他保護に関すること。
  - (5) 災害を受けた児童及び生徒の応急教育に関すること。
  - (6) 施設及び設備の応急復旧に関すること。
  - (7) 清掃、感染症予防その他の保健衛生措置に関すること。
  - (8) 緊急輸送の確保に関すること。
  - (9) 前各号のほか、災害の防御又は各災害防止のための措置に関すること。
4. 災害復旧
  - (1) 被災施設の復旧に併せ、再度災害発生を防止するための施設の設置及び改良に関すること。

## 2. 指定地方行政機関

### 【 関東農政局 】

#### 1 災害予防対策

ダム・ため池、頭首工、地すべり防止施設等、防災上重要な施設の点検・整備事業の実施又は指導に関すること

#### 2 応急対策

- (1) 管内の農業・農地・農業用施設の被害状況の情報収集及び報告連絡に関するこ
- (2) 飲食料品、油脂、農畜産物、飼料及び種子等の安定供給に関するこ
- (3) 農作物・蚕・家畜等に係る管理指導及び病害虫の防除に関するこ
- (4) 営農技術指導、家畜の移動に関するこ
- (5) 災害応急用ポンプ等の貸出しに関するこ
- (6) 応急用食料・物資の支援に関するこ
- (7) 農業水利施設等の被災に起因する二次災害防止対策に関するこ
- (8) 食品の需給・価格動向や表示等に関するこ
- (9) 関係職員の派遣に関するこ

#### 3 復旧対策

- (1) 農地・農業用施設等の復旧事業に係る災害査定と査定前工事の承認に関するこ
- (2) 災害による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関するこ

### 【 埼玉労働局春日部労働基準監督署 】

### 【 埼玉労働局春日部公共職業安定所 】

1. 工場、事業所における労働災害の防止に関するこ。
2. 職業の安定に関するこ。

### 【 東京管区気象台（熊谷地方気象台） 】

1. 気象、地象、地動及び水象の観測並びにその成果の収集及び発表に関するこ。
2. 気象、地象（地震にあっては、発生した断層運動による地震動に限る）及び水象の予報及び警報等の防災気象情報の発表、伝達及び解説に関するこ。
3. 気象業務に必要な観測、予報及び通信施設の整備に関するこ。
4. 地方公共団体が行う災害対策に関する技術的な支援・助言に関するこ。
5. 防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発に関するこ。
6. 災害時等に地方自治体へ職員を派遣し、防災対応支援のため、防災気象情報の提供及び解説、災害対策への助言を行う。（気象庁防災対応支援チーム：JETT）

**【 国土交通省関東地方整備局大宮国道事務所 】**

**【 国土交通省関東地方整備局北首都国道事務所 】**

管轄する道路についての計画、工事及び管理を行うほか次の事項を行うよう努める。

**1. 災害予防**

- (1) 震災対策の推進
- (2) 危機管理体制の整備
- (3) 災害・防災に関する研究、観測等の推進
- (4) 防災教育等の実施
- (5) 防災訓練
- (6) 再発防止対策の実施

**2. 災害応急対策**

- (1) 災害発生直後の情報の収集、連絡及び通信の確保
- (2) 活動体制の確保
- (3) 災害発生直後の施設の緊急点検
- (4) 災害対策用資機材、復旧資機材等の確保
- (5) 災害時における応急工事等の実施
- (6) 災害発生時における交通等の確保
- (7) 緊急輸送
- (8) 二次災害の防止対策
- (9) ライフライン施設の応急復旧
- (10) 地方公共団体等への支援
- (11) 「災害時の情報交換に関する協定」に基づく、「連絡情報員（リエゾン）」の派遣
- (12) 支援要請等による「緊急災害対策派遣隊（T E C – F O R C E）」の派遣
- (13) 被災者・被災事業者に対する措置

**3. 災害復旧・復興**

- (1) 災害復旧の実施
- (2) 都市の復興
- (3) 被災事業者等への支援措置

### 3. 県

都道府県は、法第2条の2の基本理念にのっとり、当該都道府県の地域並びに当該都道府県の住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、関係機関及び他の地方公共団体の協力を得て、当該都道府県の地域に係る防災に関する計画を作成し、及び法令に基づきこれを実施するとともに、その区域内の市町村及び指定地方公共機関が処理する防災に関する事務又は業務の実施を助け、かつ、その総合調整を行う責務を有する。（法第4条第1項）

#### 3.1 災害予防

- (1) 防災に関する組織の整備に関すること。
- (2) 防災に関する訓練の実施に関すること。
- (3) 防災に関する物資及び資材の備蓄並びに点検に関すること。
- (4) 防災に関する施設及び設備の整備並びに点検に関すること。
- (5) 前各号のほか、災害が発生した場合における災害応急対策の実施に支障となるべき状態等の改善に関すること。

#### 3.2 災害応急対策

- (1) 警報の発令及び伝達並びに避難指示に関すること。
- (2) 消防、水防その他の応急措置に関すること。
- (3) 被災者の救難、救助その他の保護に関すること。
- (4) 災害を受けた児童及び生徒の応急教育に関すること。
- (5) 施設及び設備の応急の復旧に関すること。
- (6) 清掃、感染症予防その他の保護衛生措置に関すること。
- (7) 犯罪の予防、交通の規制その他災害地における社会秩序の維持に関すること。
- (8) 緊急輸送の確保に関すること。
- (9) 前各号のほか、災害の防御又は拡大防止のための措置に関すること。

#### 【 県災害対策本部春日部支部（東部地域振興センター）】

1. 市災害対策本部との連絡調整に関すること。
2. 市の被害情報の補助的収集に関すること（市町村情報連絡員（係）の派遣等）。
3. 市の災害応急対策業務の支援に関すること。
4. 県越谷防災基地の開設・運営に関すること。

#### 【 越谷県土整備事務所（総合治水事務所）】

1. 県の所管に係わる河川、道路、橋梁の被害状況の調査及び応急修理に関すること。
2. 降水量及び水位等の観測情報に関すること。
3. 洪水予報及び水防警報の受理並びに通報に関すること。
4. 水防管理団体との連絡指導に関すること。
5. 河川、道路等における障害物の除去に関すること。

### **【 春日部農林振興センター 】**

1. 農畜水産被害状況の調査に関すること。
2. 埼玉県農業災害対策特別措置条例に係る助成及び融資に関すること。
3. 農地及び農業用施設等に係る災害復旧事業に関すること。
4. 農作物病害虫防除対策及び指導に関すること。

### **【 春日部保健所 】**

1. 保健衛生関係の被害状況の収集に関すること。
2. 医療品、衛生材料及び各種資材の調達斡旋に関すること。
3. 水質検査に関すること。
4. 感染症発生に伴う調査指導及び感染症予防活動に関すること。
5. 災害救助食料の衛生管理に関すること。
6. 被災者の医療及び助産に関すること。
7. 特定動物（危険な動物）に関すること。

### **【 東部教育事務所 】**

1. 教育関係の被害状況の調査に関すること。
2. 公立学校及び施設の災害応急対策並びに指導に関すること。
3. 災害給付及び貸付に関すること。
4. 応急教育実施の予定場所の指導に関すること。
5. 教育実施者の確保に関すること。
6. 応急教育の方法及び指導に関すること。
7. 教科書及び機材等の配給に関すること。
8. 国及び県の指定文化財の保護に関すること。
9. 災害地学校の保健指導に関すること。
10. 災害地学校の給食指導に関すること。

### **【 春日部警察署 】**

1. 情報収集、伝達及び広報に関すること。
2. 警告及び避難誘導に関すること。
3. 人命の救助及び負傷者の救護に関すること。
4. 交通秩序の維持に関すること。
5. 犯罪の予防検挙に関すること。
6. 行方不明者の捜索、検視及び死体の調査に関すること。
7. 漂流物等の処理に関すること。
8. その他治安維持に必要な措置に関すること。

#### 4. 自衛隊

##### 【 陸上自衛隊第 32 普通科連隊 】

1. 災害派遣の準備
  - (1) 災害派遣に必要な基礎資料の調査及び収集に関すること。
  - (2) 自衛隊災害派遣計画の作成に関すること。
  - (3) 埼玉県地域防災計画に合わせた防災訓練の実施に関すること。
2. 災害派遣の実施
  - (1) 人命・身体又は財産の保護のために緊急に部隊等を派遣して行う必要のある応急救援又は応急復旧の実施に関すること。
  - (2) 災害救助のための防衛省の管理に属する物品の無償貸付及び譲与に関するこ  
レ

#### 5. その他行政組合

##### 【 埼葛斎場組合 】

1. 遺体の火葬に関すること。

#### 6. 指定公共機関

##### 【 東日本電信電話株式会社 埼玉事業部 】

1. 電気通信設備の整備に関すること。
2. 災害時における重要通信の確保に関すること。
3. 被災電気通信設備の応急対策及び災害復旧に関すること。

##### 【 東京電力パワーグリッド株式会社 春日部支社 】

1. 災害時における電力供給に関すること。
2. 被災施設の応急対策及び災害復旧に関すること。

##### 【 日本郵便株式会社 春日部郵便局 】

1. 郵便事業の業務運行管理及びこれらの施設等の保全に関すること。
2. 救助用物資を内容とする郵便物等の料金免除及び災害時における郵便はがき等の無償交付に関すること。

## 7. 指定地方公共機関

### 【 東武鉄道株式会社 春日部駅 】

1. 鉄道施設等の安全保安に関すること。
2. 災害時における鉄道車両等による救助物資及び避難者の輸送の協力に関すること。

### 【 利根川栗橋流域水防事務組合 】

### 【 江戸川水防事務組合 】

1. 水防施設資材の整備に関すること。
2. 水防計画の樹立と水防訓練に関すること。
3. 水防活動に関すること。

### 【 株式会社エナジー宇宙 】

1. ガス供給施設（製造施設も含む）の建設及び安全保安に関すること。
2. ガスの供給の確保に関すること。

### 【 一般社団法人埼玉県トラック協会 春日部支部 】

1. 災害時における貨物自動車（トラック）による救援物資の輸送の協力に関すること。

## 8. 公共的団体その他防災上重要な施設の管理者

### 【 一般社団法人春日部市医師会 】

1. 医療及び助産活動の協力に関すること。
2. 感染症予防その他保健衛生活動の協力に関すること。
3. 災害時における医療救護活動の実施に関すること。

### 【 南彩農業協同組合 春日部支店 】

### 【 埼玉みずほ農業協同組合 庄和中央支店 】

1. 本市が実施する農作物被害状況調査及び応急対策の協力に関すること。
2. 農作物の災害応急対策の指導に関すること。
3. 被災農家に対する融資、斡旋に関すること。
4. 農業生産資材及び農家生活資材の確保、斡旋に関すること。
5. 農産物の需給調整に関すること。

### 【 社会福祉法人 春日部市社会福祉協議会 】

1. 要配慮者の支援に関すること。
2. 災害時における災害ボランティアセンターの開設・運営に関すること。
3. 災害時におけるボランティア活動の支援に関すること。

### 【 商工会議所、商工会等商工業関係団体 】

1. 本市が実施する商工業関係被害調査、融資希望者の取りまとめ、斡旋等の協力に関すること。
2. 災害時における物価安定についての協力に関すること。
3. 救援用物資、復旧資材の確保についての協力、斡旋に関すること。

**【 社会福祉施設経営者 】**

1. 避難施設の整備と避難等の訓練に関すること。
2. 災害時における収容者及び利用者の保護に関すること。

**【 病院等経営者 】**

1. 避難施設の整備と避難訓練の実施に関すること。
2. 被災時の病人等の収容、保護に関すること。
3. 災害時における負傷者の医療と助産救助に関すること。

**【 金融機関 】**

1. 被災事業者等に対する資金の融資に関すること。

**【 学校法人 】**

1. 避難施設の整備と避難等の訓練に関すること。
2. 被災時における教育対策に関すること。
3. 被災施設の災害復旧に関すること。

**【 社会教育関係団体 】**

1. 本市が実施する応急対策についての協力に関すること。

## 第4節 市民・自主防災組織・事業所の基本的役割

東日本大震災をはじめとする大規模災害から得られた最も重要な教訓のひとつは、防災活動の基本は、市民一人ひとりが、防災についての知識と行動力を身に付け、「自らの安全は自らが守る」ということである。

市民はこの原点に立って、日ごろから非常食料などを備蓄し、自主的に災害に備えるとともに、災害発生時には市及び防災関係機関が行う消火・救援活動などの防災活動に協力しなければならない。

また、事業所は、防火管理体制の強化、防災訓練の実施など、災害に即応できる防災体制の充実に努め、事業所内の安全を確保するとともに、地域住民の防災活動に積極的に協力するよう努めなければならない。

### 第4節 市民・自主防災組織・事業所の基本的役割

第1 市民の果たす役割

第2 自主防災組織の果たす役割

第3 事業所の果たす役割

## 第1

## 市民の果たす役割

市民が、災害による被害を軽減し拡大を防止するために、平常時から実施する事項及び災害発生時に実施が必要となる事項は次のとおりである。

### 第1 市民の果たす役割

#### 1. 平常時から実施する事項

#### 2. 災害発生時に実施すべき事項

### 1. 平常時から実施する事項

1. 防災に関する知識の習得
2. 災害時の連絡方法や集合場所の確認
3. 地域固有の災害特性の理解と認識
4. 家屋等の耐震性の促進、家具の転倒防止対策等の家庭内の事故防止
5. ブロック塀等の改修及び生垣化
6. 火気使用器具等の安全点検と火災予防措置
7. 避難場所、避難路の確認
8. 飲料水、食料、生活必需品等の備蓄
9. 各種防災訓練の参加
10. 災害教訓の伝承
11. 家屋の風水害対策
12. 地震保険等災害保険への加入
13. 帰宅困難時の対応知識の修得
14. 災害時の情報の把握及び伝達・共有に関する知識・手法等の習熟

### 2. 災害発生時に実施すべき事項

1. 正確な情報の把握及び伝達
2. 出火防止措置及び初期消火の実施
3. 適切な避難の実施
4. 組織的な応急復旧活動への参加と協力
5. 洪水時の避難
6. 自主防災組織等との協力による要配慮者の救出・避難支援

## 第2

## 自主防災組織の果たす役割

自治会等により組織化された自主防災組織が、災害による被害を軽減し拡大を防止するためには、平常時から実施する事項及び災害発生時に実施が必要となる事項は次のとおりである。

### 第2　自主防災組織の果たす役割

#### 1. 平常時から実施する事項

#### 2. 災害発生時に実施すべき事項

#### 1. 平常時から実施する事項

1. 防災に関する知識の普及、啓発
2. 避難場所、避難路の確認
3. 地区内の要配慮者の把握
4. 消火訓練の実施
5. 避難誘導訓練の実施
6. 救援救護訓練の実施
7. 診療所・医療機関等の協議
8. 地元商店街等の協議
9. 防災資機材の備蓄、管理

#### 2. 災害発生時に実施すべき事項

1. 対策本部の設置、運営及び各班との連絡調整
2. 火災の初期消火と市災害対策本部及び関係機関への連絡
3. 人員の確認、地域住民の避難誘導
4. 要配慮者の保護、安全確保
5. 負傷者の救護、医療機関との連携
6. 避難所開設への協力
7. 避難所運営への積極的な協力
8. 被害状況、災害情報の収集・報告・広報
9. 救援物資の受入、配分
10. 食料、飲料水の調達、配分
11. 防災資機材の活用

### 第3

### 事業所の果たす役割

事業所が、災害による被害を軽減し拡大を防止するために、平常時から実施する事項及び災害発生時に実施が必要となる事項は次のとおりである。

#### 第3 事業所の果たす役割

##### 1. 平常時から実施する事項

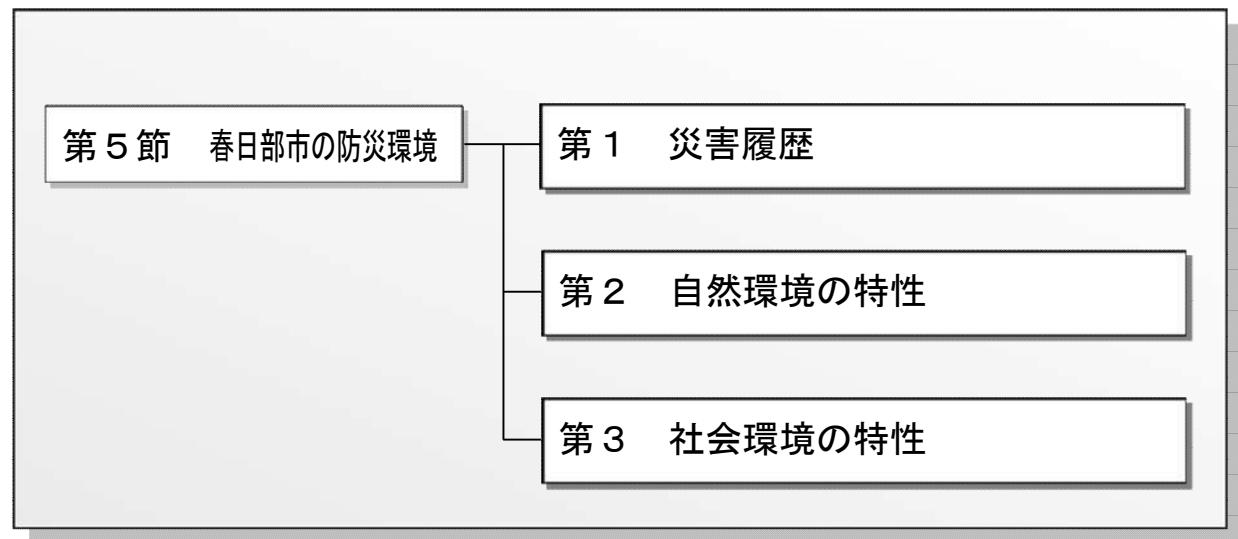
1. 防災責任者の育成
2. 建築物の耐震化の促進
3. 施設、設備の安全管理
4. 防災訓練の実施
5. 従業員に対する防災知識の普及
6. 自衛消防隊の結成と防災計画の作成
7. 地域防災活動への参加、協力
8. 防災資機材の備蓄と管理
9. 飲料水、食料、生活必需品等の備蓄
10. 広告、外装材等の落下防止
11. 帰宅困難時の対応知識の習得
12. 建物の風水害対策
13. 災害時の情報の把握及び伝達・共有に関する知識・手法等の習熟

##### 2. 災害発生時に実施すべき事項

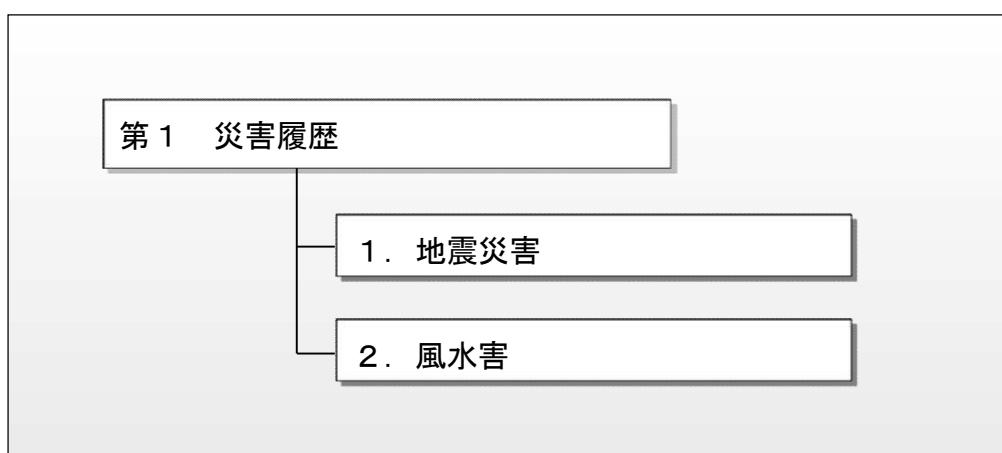
1. 正確な情報の把握及び伝達・共有
2. 出火防止措置、初期消火の実施
3. 従業員、利用者等の避難誘導
4. 応急救助・救護
5. ボランティア活動への支援
6. 帰宅困難者対策の実施
7. 地域活動への貢献、被災者支援

## 第5節 春日市の防災環境

本市の地震災害及び風水害に関する災害履歴、防災に係る自然環境並びに社会環境の特性を以下に整理した。



### 第1 災害履歴



## 1. 地震災害

### 1.1 埼玉県における災害履歴

埼玉県に影響を及ぼす地震としては、震源が近いわゆる直下型地震と、本県から中～長距離の主として海溝部に起こる海溝型地震がある。

これら有史以来の歴史的な被害地震については、気象庁等によって地震カタログとして整理されている。

なかでも大きな被害を与えた地震としては、818年の関東諸国の地震、1855年の安政江戸地震、1923年の関東大地震、1931年の西埼玉地震及び2011年の東日本大震災（東北地方太平洋沖地震）があげられる。

発生年月日	M	緯度経度	深さkm	震源地域	被害記述
818.	7.5	36.50 139.50	—	関東諸国	相模・武藏・下総・常陸・上野・下野等、山崩れ谷埋まること数里、百姓の圧死者多数。
878. 11. 1	7.4	35.50 139.30	—	関東諸国	相模・武藏が特にひどく、5～6日震動が止まらなかった。公私の屋舎1つ全きものなく、地陥り往還不通となる。圧死者多数。
1615. 6. 26	6.5	35.70 139.70	—	江戸	家屋破潰、死傷多く、地割れを生じた。詳細不明。
1630. 8. 2	6.3	35.75 139.75	—	江戸	江戸城西の丸御門口の石垣崩れ、塀も多少損ず。細川家上屋敷では白壁少々落ち、塀もゆり割れたが下屋敷は異常なし。
1649. 7. 30	7.0	35.80 139.50	—	武藏・下野	川越で大地震、町屋で700軒ばかり大破、500石の村、700石の村で田畠3尺ゆり下る。江戸城二の丸石垣・塀被損、その他城の石垣崩れ、侍屋敷・長屋の破損・倒壊あり、上野東照宮の大仏の頭落ち、日光東照宮の石垣・石の井垣被損し、八王子・伊那で有感、余震日々40～50回、死50人余。(埼玉県)川越で被害があった事が最近分かったが、川越付近の地盤の悪さによるところが大きいと思われ、液状化現象らしい点もある。
1703. 12. 31	8.2	34.70 139.80	—	関東南部	相模・武藏・上総・安房で震度大、特に小田原付近の被害が大きい。房総でも津波に襲われ多数の死者が出た。江戸の被害も大きかったが、県内の被害の詳細は不明。
1791. 1. 1	6.3	35.80 139.60	—	川越・蕨	蕨で堂塔の転倒、土蔵等の被損。 川越で喜多院の本社屋根など破損。
1854. 12. 23	8.4	34.00 137.80	—	東海	(埼玉県)推定震度 蕨、桶川、行田5。
1855. 11. 11	6.9	35.65 139.80	—	江戸	激震地域は江戸の下町で、中でも本所・深川・浅草・下谷・小川町・曲輪内が強く、山の手は比較的軽かったが土蔵の全きものは1つもなかった。民家の壊も多く、14,346軒という。また土蔵壊1,410。地震後30余箇所から出火し、焼失面積は2町(0.2km)×2里19町(10km)に及んだ。幸いに風が静かで大事には至らず翌日の巳の刻には鎮火した。死者は計1万くらいであろう。 (埼玉県)推定震度大宮5、浦和6。荒川沿いに北の方熊谷あたりまで、土手割れ、噴砂等の被害があった。幸手から松戸付近までの荒川へ利根川間の52ヶ村総家数5,041軒中、壊家17軒、人家・土蔵・物置等壊同然3,243軒。(村毎の被害率9～73%)。殆どは液状化による被害か。越谷土蔵の小被害。蕨で宿壊3軒。土蔵は全て瓦壁土落ちる。家の大破33軒、死1、傷1。見沼代用水の堤も多くの損害。行田で壊。半壊3。土蔵は所々で大被、壁落等あり。
1859. 1. 11	6.0	35.90 139.70	—	岩槻	居城本丸櫓、多門その他所々被損、江戸・佐野・鹿沼で有感。

発生年月日	M	緯度 経度	深さ km	震源地域	被害記述
1894. 6. 20	7.0	35.70 139.80	—	東京湾北部	被害の大きかったのは東京、横浜等の東京湾岸で、内陸に行くにつれて軽く、安房、上総は震動がはるかに弱かった。東京府で死者 24、負傷 157 人。家屋全半壊 90、破損家屋 4,922、煙突倒壊 376、煙突亀裂 453、地面の亀裂 316 か所。 (埼玉県)埼玉県は南部で被害があった。飯能では山崩れ(幅 350 間(約 630m))あり、鳩ヶ谷で土蔵の崩壊 10、家屋破損 5、川口で家屋・土蔵の破損 25。南平柳村で家屋小破 50、土蔵の大破 3、水田の亀裂から泥を噴出した。鴻巣や菖蒲では亀裂多く泥を噴出し、荒川・江戸川・綾瀬川筋の堤に亀裂を生じた。
1894. 10. 7	6.7	35.60 139.80	—	東京湾北部	芝区桜川町・赤坂溜池・下谷御徒町で建物の屋根や壁に小被害。南足立郡小台村は震動やや強く、練瓦製造所の煙突 3 本折れ、屋根、壁等小破多し。
1923. 9. 1	7.9	35.20 139.30	—	関東南部	死者 99,331 名、負傷者 103,733 名、行方不明者 43,476 名、家屋全壊 128,266 軒、半壊 126,233 軒、焼失 447,128 軒、流出 868 軒。 (埼玉県)死者 316 名、負傷者 497 名、行方不明者 95 名、家屋全壊 9,268 軒、半壊 7,577 軒
1924. 1. 15	7.3	35.50 139.20	—	丹沢山地	関東地震の余震。神奈川県中南部で被害大。被害家屋の内には関東地震後の家の修理が十分でないことによるものが多い。
1931. 9. 21	6.9	36.15 139.23	10	埼玉県北部	(西埼玉地震) 震度 5 (埼玉県) 死者 11 名、負傷者 114 名、全壊家屋 172 戸、中北部の荒川、利根川沿いの沖積地に被害が多い。
1968. 7. 1	6.1	35.59 139.26	50	埼玉県中部	深さが 50km のため、規模の割に小被害で済んだ。東京で負傷 6 名、家屋一部破損 50、非住家破損 1、栃木で負傷 1 名。
1974. 8. 4	5.8	36.01 139.60	50	茨城県南部	熊谷、秩父で震度 3。県内の南部で被害発生。負傷者 10 名、家屋一部損壊 49。
1989. 2. 19	5.6	36.01 139.54	54	茨城県南西部	茨城県、千葉県で負傷者 2 人、火災 2 件。他に塀、車、窓ガラス破損、熊谷で震度 3。
2004. 10. 6	5.7	35.59 140.10	60	茨城県南部	宮代町で震度 5 弱。県内で負傷者 2 名
2004. 10. 23	6.8	36.17 138.50	13	新潟県中越地方	(新潟県中越地震) (埼玉県) 久喜市で震度 5 弱。負傷者 1 名
2005. 2. 16	5.4	36.00 140.00	45	茨城県南部	久喜市、騎西町ほか南部及び東部の 14 市町で震度 4。負傷者 6 名。
2005. 7. 23	6.0	35.60 140.10	73	千葉県北西部	草加市、鳩ヶ谷市、八潮市、三郷市、宮代町で震度 5 弱。負傷者 9 名。
2005. 8. 16	7.2	38.20 142.30	42	宮城県沖	加須市、羽生市、鴻巣市、久喜市、吹上町、吉見町、騎西町、北川辺町、大利根町、菖蒲町、栗橋町、鷺宮町、大里町、春日部市、草加市、戸田市、八潮市、幸手市、鶴ヶ島市、吉川市、毛呂山町、川島町、宮代町、白岡町、庄和町、さいたま市で震度 4。負傷者 4 名、全壊家屋 1 棟
2005. 10. 16	5.1	36.10 139.90	40	茨城県南部	久喜市、騎西町、川口市、春日部市、戸田市、和光市、桶川市、宮代町、さいたま市で震度 4。負傷者 2 名。
2011. 3. 11	9.0	38.10 142.90	24	三陸沖	(東日本大震災) (埼玉県) 宮代町で震度 6 弱。熊谷市、行田市、加須市、東松山市、羽生市、鴻巣市、深谷市、久喜市、吉見町、川口市、春日部市、草加市、戸田市、三郷市、幸手市、吉川市、川島町、白岡町、杉戸町、さいたま市大宮区、さいたま市中央区で震度 5 強。 負傷者 104 名、住家全壊 24 棟、半壊 194 棟、一部破損 16,161 棟、火災発生 12 件。 液状化による住宅被害(被災者生活再建支援法対象世帯) 死者 1 名、負傷者 104 名、住家全壊 24 棟、半壊 199 棟、一部破損 16,511 棟、火災発生 12 件

資料) 令和 4 年度版 埼玉の震災対策

## 1.2 春日部市における災害履歴

### (1) 関東大震災

過去、本市に最大の地震被害をもたらしたのは、大正12年(1923)9月1日午前11時58分、相模湾を震源地として発生した関東大震災(関東地震)である。

関東大震災による埼玉県の被害は、東京や神奈川ほどではなかったものの、死傷者734人、建物の全半壊13,719戸であった。とりわけ、県東南部の足立・北葛飾両郡の被害が大きく、粕壁町は川口町、幸手町と共に三大被災地といわれた。

春日部地域における木造住家の被害は、粕壁町、武里村、幸松村、豊春村で特に大きかった。一方、内牧村、南櫻井村、川邊村などでは被害は軽微であった。

【関東大震災による住家被害状況】

項目 町村	木造住家の被害数			
	全戸数	全潰数	全潰率%	半壊数
幸松村	562	93	16.55	30
豊野村	388	29	7.47	59
寶珠花村	287	10	3.48	11
富多村	328	9	2.74	33
南櫻井村	589	3	0.51	1
川邊村	387	2	0.52	1
豊春村	410	78	19.02	21
内牧村	330	1	0.30	0
粕壁町	1,180	209	17.71	206
武里村	514	152	29.57	100
計	4,975	586	11.78	462

資料) 武村・諸井(2002) : 地質調査所データに基づく 1923 年関東地震の詳細震度分布 その 2. 埼玉県

### (2) 東日本大震災

平成23年(2011)3月11日午後2時46分三陸沖を震源地として発生した東日本大震災(東北地方太平洋沖地震)における市内の被害状況は、以下のとおりであった。

- 春日部市震度:震度5強
- 春日部市余震:震度5弱が2回、震度4が10回
- 建物火災(部分焼):1件
- 負傷者13人(中等症1人・軽症12人)
- 建物(住宅)被害:半壊4件 ○ブロック塀倒壊:30箇所 ○屋根瓦損壊等:338箇所
- 道路陥没等:104箇所(うち通行障害陥没等20箇所県報告)
- 液状化:4箇所(砂が少し出た程度:備後東、一ノ割、藤塚、緑町)
- 停電戸数:約2,000戸(12日に全復旧) ※計画停電11回(3月15日から3月28日)
- 水道管損壊:断水なし(本管75箇所、給水管55箇所、浄水場(送水管)1箇所)
- 公共下水道管(汚水):異常なし ○都市ガス:異常なし
- 東武鉄道:一時運行停止(12日9時20分に運行開始)
- 小中学校、公園施設、福祉施設など被害100カ所以上 利用者・児童生徒の負傷者なし

## 2. 風水害

春日部市内で広範囲に浸水被害を生じた水害としては、下表のように、昭和 61 年 8 月水害（台風 10 号）、平成 5 年 8 月水害（台風 11 号）等があり、1,000 棟を超える家屋の浸水被害が発生している。

これらの浸水は、主に内水氾濫によるもので、浸水区域は、市内の大部分を占める低地に広く分布している。

【春日部市の主な水害被害（昭和 39 年～令和 2 年）】

[被害額の単位：千円]

発生年月日	異常気象名	浸水棟数		浸水 棟数計	一般資産被害額			被害額 計
		床上 浸水	床下 浸水		一般資産 被害額	営業停止 被害額	農作物 被害額	
昭和 41 年	6. 28-29	台風第 4 号	0	33	33	0	0	0
昭和 46 年	8. 27-9. 13	台風第 23、25、26 号 及び秋雨前線豪雨	10	800	810	7, 194	459	50, 605
昭和 49 年	7. 1-7. 12	台風第 8 号及び豪雨	0	17	17	3, 597	226	0
昭和 49 年	8. 17-9. 10	台風第 14、16、18 号等	0	34	34	8, 258	526	280
昭和 50 年	6. 3-7. 18	豪雨	0	23	23	2, 192	139	0
	11. 5-11. 8	豪雨、突風と風浪	0	8	8	1, 117	70	0
昭和 51 年	5. 19-7. 21	豪雨と台風第 9 号	0	58	58	8, 140	515	0
昭和 56 年	10. 19-10. 25	台風第 24 号、風浪と豪雨	0	6	6	5, 390	343	2, 000
昭和 60 年	5. 27-7. 24	豪雨及び台風第 6 号	0	48	48	12, 633	803	0
昭和 61 年	8. 2-8. 10	台風第 10 号及び豪雨	280	1, 062	1, 342	2, 510, 105	160, 205	0
	9. 2-9. 13	台風第 15 号 及び豪雨・風浪・落雷	2	1	3	18, 720	1, 193	0
昭和 62 年	8. 16-8. 18	豪雨・落雷	19	27	46	97, 110	6, 193	0
平成 02 年	9. 24-10. 1	豪雨・台風第 20 号	0	1	1	0	457	0
平成 05 年	8. 27-8. 28	台風第 11 号	52	1, 332	1, 384	852, 516	51, 143	52, 398
	11. 13-11. 14	豪雨・風浪	0	4	4	2, 950	177	0
平成 06 年	8. 20		0	11	11	4, 396	263	0
平成 08 年	9. 21-23	台風第 17 号	14	231	245	158, 596	9, 513	0
平成 10 年	9. 16	豪雨及び台風第 5 号	0	1	1	665	0	0
平成 11 年	8. 14	豪雨	7	14	21	69, 348	4, 289	0
平成 12 年	7. 7-7. 8	台風第 3 号	16	4	20	35, 273	0	0
平成 20 年	8. 26-9. 2	豪雨	74	1, 244	1, 318	1, 500, 660	0	1, 500, 600
平成 21 年	8. 3-8. 8	豪雨	0	28	28	31, 216	0	31, 216
平成 21 年	10. 5-10. 9	台風第 18 号	5	104	109	193, 822	0	193, 822
平成 22 年	9. 28	豪雨	0	1	1	953	0	953
平成 25 年	10. 15-10. 16	台風第 26 号	1	87	88	93, 319	0	93, 319
平成 27 年	9. 9-9. 11	台風第 18 号	134	1, 031	1, 165	2, 001, 678	0	2, 001, 678
平成 28 年	8. 22-8. 23	台風第 9 号	0	9	9	11, 125	0	11, 125
令和元年	10. 12-10. 13	台風第 19 号	19	431	450	858, 629	0	858, 629

注) 昭和 41 年から平成 14 年は旧春日部市及び庄和町の一般資産被害を集計

注) 平成 20 年以降、資料において一般資産被害額と営業停止被害額の合計が計上

資料) 国土交通省河川局「水害統計」

本市に最も大きな被害をもたらした風水害としては、昭和22年のカスリーン台風による水害であり、これは利根川及び中小河川の堤防決壊によるものである。

また、平成以降の近年、本市に比較的大きな被害を与えた風水害としては、平成3年の台風第18号による水害、平成5年の台風第11号による水害、平成20年8月末豪雨、平成27年の台風18号、及び令和元年台風19号等があり、これらは主に内水氾濫によるものである。

## 2.1 昭和22年カスリーン台風による水害

昭和22年9月14日から15日にかけて、埼玉県はカスリーン台風による大雨で大洪水に見舞われた。これは、大正、昭和を通じて最大の水害で明治43年以来の大災害であった。

9月11日マリアナ諸島西方沖海上に発生したカスリーン台風は、沖ノ鳥付近で向きを北に変え、13日には硫黄島西方沖海上を速度をやや速めながら北上した。

この頃、本州南海上の発達した温暖前線が接近する台風に刺激され、各地とも本格的な雨となり、14日夜半になると前線は、関東内陸部に入り停滞し雨も強さを増した。

台風は、その後、進路を北東に変え、15日午前6時頃には遠州灘沖、15日午後9時頃には房総半島南端館山を通過して三陸沖に去った。

このカスリーン台風は、14日と15日の2日間に秩父に611mmの大雨を降らせたため、河川は増水し、利根川が北埼玉郡東村（現加須市）地内で400mにわたって破堤したのをはじめ、荒川が熊谷市久下地内で100m破堤するなど、県内の124箇所で堤防が決壊した。

被害は、県下316市町村の72%の228市町村に及び、被災人員は34万8,827名に達した。なかでも、北埼玉及び北葛飾地区が最も大きな被害を受けた。

### 【カスリーン台風による被害（埼玉県関連）】

項目	被害内容
人的被害	死者：101名、負傷者：1,430名
住家被害	全壊：725棟、半壊：2,116棟、流失：396棟
住家浸水被害	床上：44,855棟、床下：34,647棟

資料) 「埼玉県の気象百年」（平成8年12月、熊谷地方気象台編）

## 2.2 その他近年の主な水害

### (1) 平成3年台風第18号による水害

本州の南に秋雨前線が停滞し、加えて台風第18号が奄美大島の東海上を北上し、19日夜には速度を上げながら関東の東をかすめて三陸沖へ抜けた。このため台風前面の暖気の流入等で秋雨前線を刺激し、前線の活動が活発となり、県内は大雨に見舞われ、各地で浸水などによる被害が発生した。この雨による浸水は、県南部の朝霞市を中心に数日残った。

この時、本市の最寄りの気象官署である越谷観測所において、降水量は日降水量で205mmを記録している。また、旧春日部市では、床上浸水49棟、床下浸水400棟の被害が発生した。

### 【 平成 3 年台風第 18 号による被害 】

項目	被害内容	
	旧春日部市	県全体
住家被害	一	全壊： 1 棟
住家浸水被害	床上： 49 棟 床下： 400 棟	床上： 6,382 棟 床下： 22,059 棟

資料) 「埼玉県の気象災害」埼玉県・熊谷地方気象台

### (2) 平成 5 年台風第 11 号による水害

関東地方の南海上を北上した台風第 11 号の中心は千葉県銚子市付近を通過、その後も中型で並の強さを保ちながら東北地方の太平洋岸を北上した。この台風が銚子付近を通過したため関東地方では夕方まで大雨が降り、県南部、東部では床上・床下浸水等の被害が多数発生した。これらの地域では道路冠水も多かった。また JR 線等交通網では運転を一時見合わせるなどの措置が取られた。

この時、越谷観測所において、降水量は日降水量で 157mm を記録している。また、旧春日部市では、床上浸水 28 棟、床下浸水 1,274 棟の被害が発生した。

### 【 平成 5 年台風第 11 号による被害 】

項目	被害内容	
	旧春日部市	県全体
住家被害	一	全壊： 1 棟
住家浸水被害	床上： 28 棟 床下： 1,274 棟	一部： 2 棟 床上： 2,060 棟 床下： 15,878 棟

資料) 「埼玉県の気象災害」埼玉県・熊谷地方気象台

### (3) 平成 20 年 8 月末豪雨による水害

本州上に停滞していた前線に向かって南から非常に湿った空気が流れ込み、東海地方や関東地方では大気の状態が不安定で雷を伴い各地で非常に激しい雨や猛烈な雨となつた。

この時、本市の地域において気象レーダーによる解析で、1 時間に 110mm を超える集中豪雨を記録している。また、春日部市では、床上浸水 74 棟、床下浸水 1,244 棟の被害が発生した。

### 【 平成 20 年 8 月末豪雨による被害 】

項目	被害内容	
	春日部市	県全体
住家被害	一	全壊： 0 棟
住家浸水被害	床上： 74 棟 床下： 1,244 棟	一部： 0 棟 床上： 150 棟 床下： 2,350 棟

資料) 「災害時気象速報 平成 20 年 8 月末豪雨」気象庁

「平成 20 年 8 月 28 日から 29 日にかけての大暴雨に関する埼玉県気象速報」

埼玉県・熊谷地方気象台

#### (4) 平成 27 年台風第 18 号による水害

台風第 18 号に向かって南から湿った空気が流れ込んだ影響で、西日本から北日本にかけての広い範囲で大雨となり特に関東地方と東北地方では記録的な大雨となった。

この時、本市設置の雨量計で、降り始めから終わりまで、総雨量が 338mm を記録している。また、春日部市では、床上浸水 134 棟、床下浸水 1,031 棟の被害が発生した。

#### 【 平成 27 年台風第 18 号による被害 】

項目	被害内容	
	春日部市	県全体
住家被害	—	全 壊： 0 棟
住家浸水被害	床 上： 134 棟 床 下： 1,031 棟	一 部： 0 棟 床 上： 880 棟 床 下： 3,989 棟

資料) 「H27 年 水害統計調査」国土交通省

#### (5) 令和元年台風第 19 号による水害

10 月 6 日に南鳥島近海で発生した台風第 19 号は、12 日 19 時前に大型で強い勢力で伊豆半島に上陸した後、関東地方を通過し、13 日 12 時に日本の東で温帯低気圧に変わった。

台風第 19 号の接近・通過に伴い、広い範囲で大雨、暴風、高波、高潮となり、静岡県や新潟県、関東甲信地方、東北地方で記録的な大雨となった。

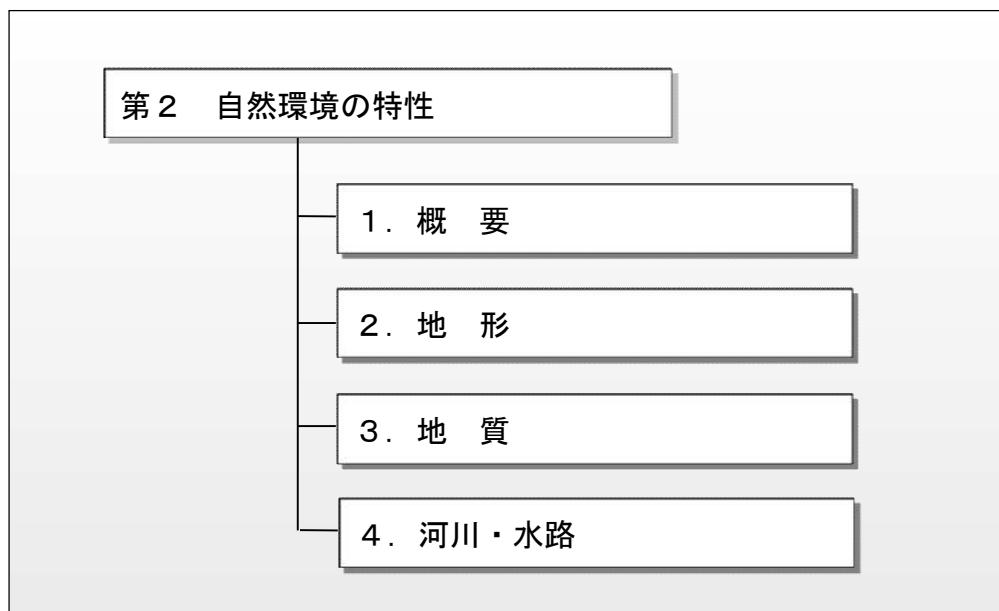
この大雨の影響により、春日部市では総雨量 248mm、時間最大雨量 41.5mm を記録し、市内では道路冠水 26 箇所、家屋被害 493 件などの被害が発生した。（災害救助法適用）

なお、本市最寄りの気象官署（越谷観測所）では日降水量 222mm を記録し、観測史上 1 位の値を更新した。

#### 【 令和元年台風第 19 号による被害 】

項目	被害内容	
	春日部市	県全体
人的被害	— — 軽 症： 3 名	死 者： 4 名 重 症： 1 名 軽 傷： 32 名
住家被害	— — —	全 壊： 134 棟 半 壊： 541 棟 一部破損： 699 棟
住家浸水被害	床 上： 23 棟 床 下： 470 棟	床 上： 2,370 棟 床 下： 3,388 棟

資料) 春日部市資料、内閣府資料



## 1. 概 要

本市は、都心から35km圏、関東平野のほぼ中央、埼玉県の東部に位置する。行政面積は65.98km<sup>2</sup>で、北は宮代町、杉戸町、東は江戸川を挟んで千葉県野田市、南は越谷市、松伏町、西はさいたま市、白岡市の各市町と接している。

年平均気温はおおむね16°Cから17°Cと温暖であるが、夏季は高温多湿となり、梅雨期及び秋雨期の他、年によっては台風による降雨があり、平均年降水量は1,200mmから1,500mm程度である。冬は乾燥した晴天が続く太平洋岸の気候の特徴を有している。

市域は、北西部の大宮台地、東部の下総台地にはさまれるように中川低地が拡がっており、大落吉利根川、古隅田川、中川、江戸川などの河川が流れている。

## 2. 地 形

埼玉県の地形は大別して東部の埼玉平野と秩父山地の二つの地域に分けることができる。本市は埼玉平野の東部に属し、市内の地形は大きく台地と低地から構成されている。

### 2.1 台 地

市内西部の豊春、内牧地区には大宮台地の一部を構成する標高15m程度の台地が分布している。また、東部の西宝珠花や南桜井駅周辺にも、江戸川によって分断された下総台地の一部が分布している。これらの台地は、地質学的には第四紀の更新世後期に形成されたものであるが、市内を貫流する各河川の開析により形成され、小さな支谷が入り組んで谷津を形成している。この台地は完新世の腐植土が50cm程堆積し、それ以下は関東ローム層と呼ばれる赤色土層となっている。この地層は、ローム層の成分のほとんどが関東平野を囲む富士、箱根、浅間等の火山により噴出された火山噴出物（軽石・スコリア・火山灰等）が降下して形成されたものである。関東ローム層は下部より多摩ローム、下末吉ローム、武蔵野ローム、立川ロームの各ローム層に区分されている。大宮台地は立川Ⅱ面、又は小原台面に相当している。これらの台地は後氷期の浸食によって複雑な谷が刻まれており、台地は局所的に舌状の地形を示している。

### 2.2 低 地

市内の低地は西方の大宮台地、東方の下総台地と呼ばれる洪積台地が後氷期に浸食され形成された谷が海進や元荒川、中川、庄内古川等市内を貫流する河川による氾濫で埋積されてできた沖積低地である。低地内の河川は曲流して自然堤防、後背湿地、砂丘、三角州等の地形を形づくっている。流域の低地の幅は約10数kmで、全体の標高差は13~14m程度であり、標高は上流の北川辺町で約15m、幸手市・杉戸町で約8m、春日部市周辺で約5m、草加市で約3m、東京で約1mと、全体に北から南へ1/2000前後の緩やかな勾配をもっている。なお、市内や越谷市付近は古利根川、元荒川の浸食による蛇行が著しく、湾曲した自然堤防がよく発達している。市内の古くからの集落は自然堤防上に立地したものが多い。自然堤防の背後には後背湿地が広く分布し、従来は水田として利用されていたが、市街化の進展に伴い、近年は盛土等により宅地化が進んでいる。

## 3. 地 質

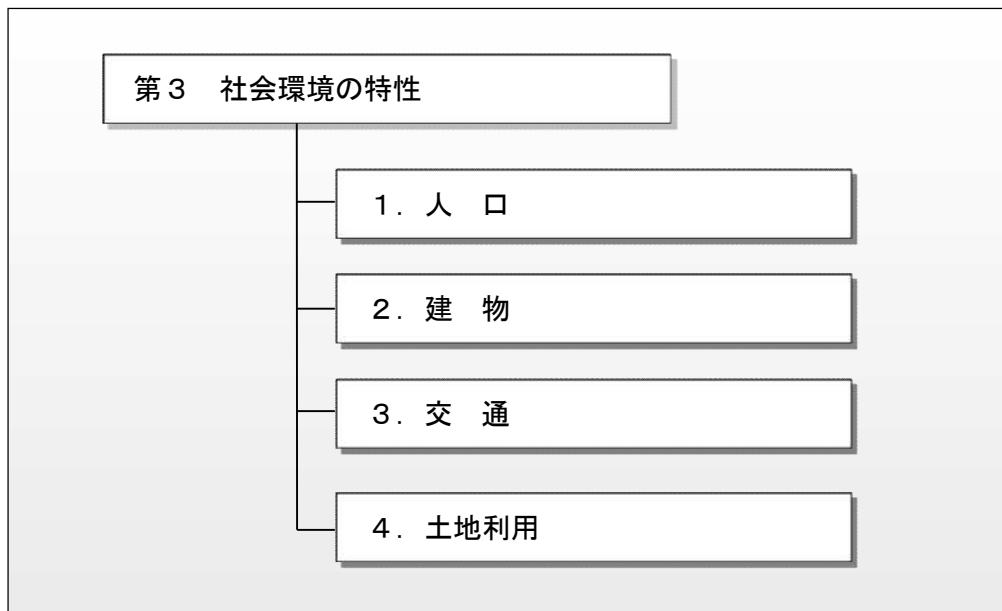
地質は、低地のほぼ全域が沖積世堆積物の軟弱な粘性土層、緩い砂質土層でおおわれている。この層は平均で30m程度の厚さを持ち、所によっては40m以上を示し全体に厚くこれらの下部に洪積世堆積物が続く。また、台地には火山灰層に覆われた洪積世堆積物が分布している。洪積世堆積物は、200万前~1万年前の間に堆積した地質的に比較的安定した土層であるのに対し、沖積世堆積物は1万年前以後に堆積した非常に軟弱な土層である。また、最上部は元荒川や古利根川が蛇行して流れ、洪水を引き起こし、自然堤防や後背湿地などを形成して現在のような地形となった。

したがって、本市の地質は地質的に新しい時代の堆積物からできており軟弱地盤地域となっている。

#### 4. 河川・水路

本市は、利根川水系の江戸川、中川、大落古利根川及び新方川の流域に属し、市内に江戸川、中川、新方川、会之堀川、大落古利根川、古隅田川、隼人堀川、倉松川、首都圏外郭放水路の一級河川と、安之堀川、旧古隅田川、備後川、中之堀川、幸松川、動渕堀川、庄内領悪水路、18号水路、打田落しの準用河川がある。

市域の大半は河川により運ばれた土砂が積み重なってできた沖積低地であるため、降雨時には浸水や冠水の被害が生じている。また、近年都市化の進展に伴い出水状況が変化し、河川への流入時間が短くなるなど保水機能の低下により浸水被害が増大することが懸念されている。



## 1. 人 口

### 1.1 世帯数及び人口の推移

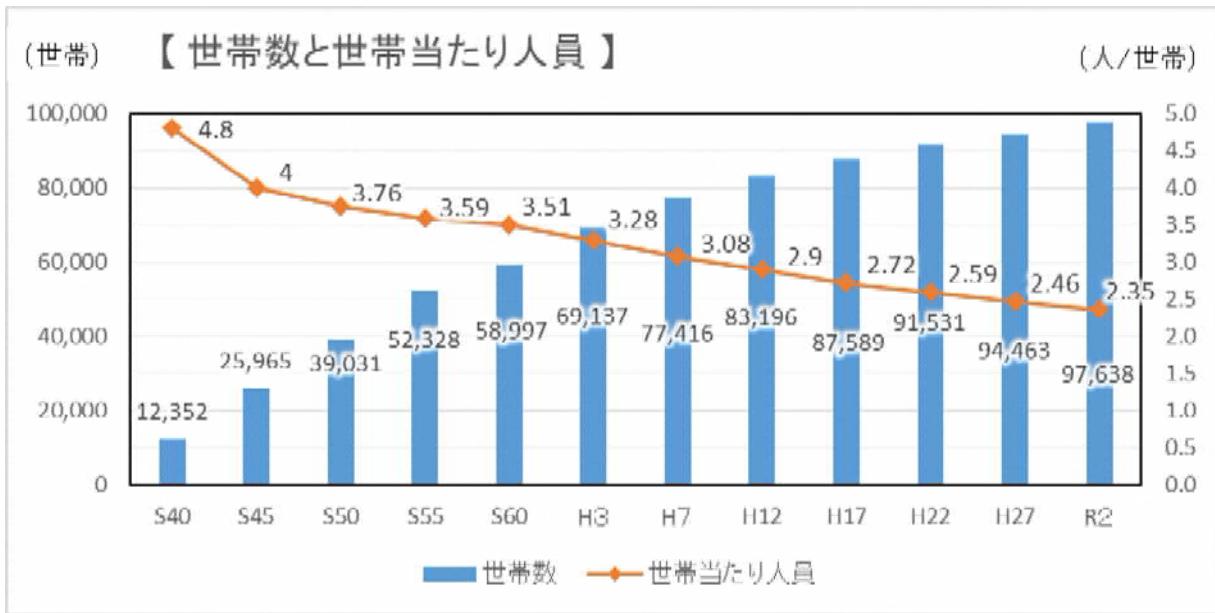
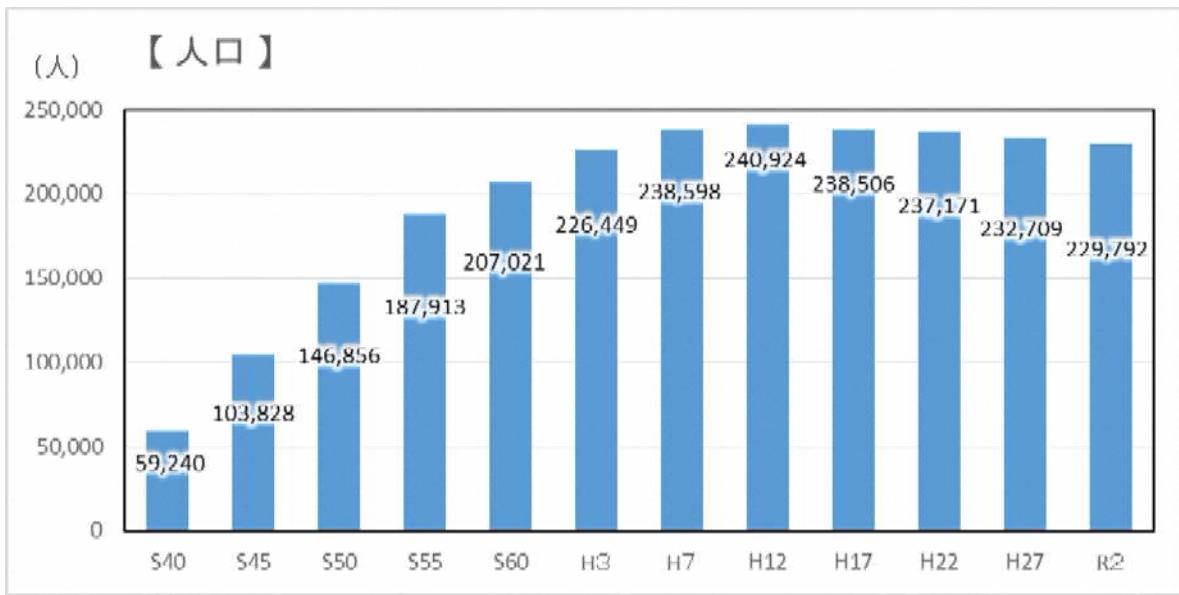
令和2年の国勢調査によれば、市の人口は229,792人、世帯数は97,638世帯で1世帯当たり人員は2.35人となっている。

人口の推移をみると、昭和40年以降35年間は増加傾向にあったが、平成12年の240,924人をピークに緩やかな減少に転じている。世帯数については、昭和40年以降増加を続けているが、核家族や単身世帯の増加により世帯当たり人員は減少傾向が続いている。

【人口及び世帯数の推移(昭和40年～令和2年)】

年次	人口	世帯数	世帯当たり 人員	年次	人口	世帯数	世帯当たり 人員
S40	59,240	12,352	4.80	H7	238,598	77,416	3.08
S45	103,828	25,965	4.00	H12	240,924	83,196	2.90
S50	146,856	39,031	3.76	H17	238,506	87,589	2.72
S55	187,913	52,328	3.59	H22	237,171	91,531	2.59
S60	207,021	58,997	3.51	H27	232,709	94,463	2.46
H3	226,449	69,137	3.28	R2	229,792	97,638	2.35

資料) 国勢調査 (平成17年以前は合併前の春日部市と庄和町の人口の合計)



## 1.2 地区別人口及び人口密度

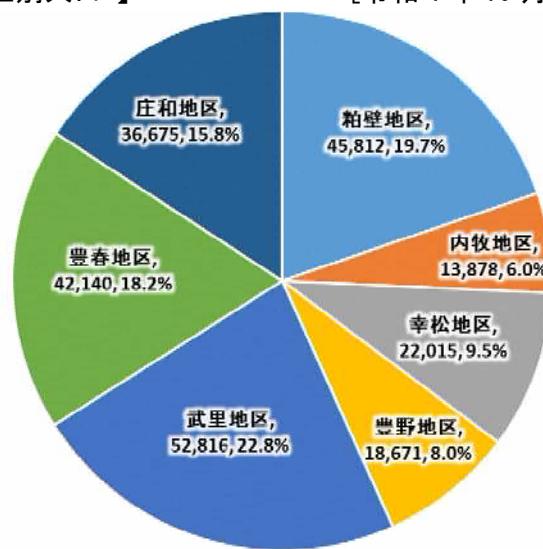
本市の地区別人口は、武里地区が最も多く 52,816 人で全体の 22.8%を占めている。以下粕壁地区が 45,812 人で全体の 19.7%、豊春地区が 42,140 人で全体の 18.2%の順となっている。人口密度は、粕壁地区が最も高く 93.0 人/ha、以下順に武里地区 69.3 人/ha、豊春地区 54.3 人/ha となっている。

**【 地区別の人口及び人口密度 】** [令和 4 年 10 月 1 日現在]

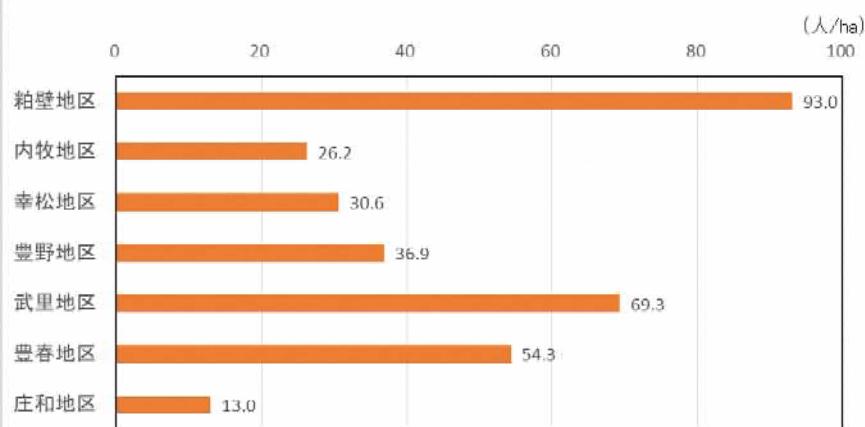
地区	世帯数 (世帯)	人口 (人)	人口割合 (%)	平均世帯人員 (人)	面積 (ha)	人口密度 (人/ha)
粕壁地区	22,842	45,812	19.7	2.0	492.4	93.0
内牧地区	6,765	13,878	6.0	2.1	529.2	26.2
幸松地区	10,164	22,015	9.5	2.2	718.3	30.6
豊野地区	8,459	18,671	8.0	2.2	505.8	36.9
武里地区	26,547	52,816	22.8	2.0	761.7	69.3
豊春地区	19,731	42,140	18.2	2.1	775.5	54.3
庄和地区	16,066	36,675	15.8	2.3	2,815.0	13.0
計	110,574	232,007	100.0	2.1	6,597.9	35.2

資料) 春日部市統計書(令和 5 年版)

**【 地区別人口 】** [令和 4 年 10 月 1 日現]



**【 人口密度 】** [令和 4 年 10 月 1 日現在]



### 1.3 要配慮者

#### (1) 高齢者

本市の総人口は、令和4年10月1日現在で232,007人である。そのうち65歳以上の人口は72,568人でその割合は31.3%、75歳以上の人口は39,098人でその割合は16.9%となっている。

#### 【高齢者人口とその割合】

年次	総人口(人)	65歳以上		75歳以上(人)	
		人口(人)	割合(%) (高齢化率)	人口(人)	割合(%)
平成23年	238,005	53,050	22.3	19,467	8.2
平成25年	239,184	59,448	24.9	22,405	9.4
平成27年	236,969	65,036	27.4	25,630	10.8
平成29年	235,991	68,943	29.2	30,268	12.8
令和元年	234,234	71,189	30.4	34,475	14.7
令和3年	233,196	72,450	31.1	36,862	15.8
令和4年	232,007	72,568	31.3	39,098	16.9

注) 各年10月1日現在

資料) 春日部市統計書(平成30年版、令和5年版)

#### (2) 障がい者

令和4年4月1日現在、本市の身体障がい者は7,249人、知的障がい者数は1,979人、精神障がい者数は2,626人となっている。

#### 【身体障がい者数】

[令和4年4月1日現在、単位：人]

1級	2級	3級	4級	5級	6級	総数
2,671	980	1,152	1,724	359	363	7,249

注) 障がい者数は、障害者手帳所持者数として表示した。

資料) 春日部市統計書(令和5年版)

#### 【知的障がい者数】

[令和4年4月1日現在、単位：人]

Ⓐ	A	B	C	総数
365	399	548	667	1,979

注) 知的障がい者数は、療育手帳所持者数として表示した。

資料) 春日部市統計書(令和5年版)

#### 【精神障がい者数】

[令和4年4月1日現在、単位：人]

1級	2級	3級	総数
244	1,693	689	2,626

注) 知的障がい者数は、精神障害者保健福祉手帳所持者数として表示した。

資料) 春日部市統計書(令和5年版)

#### (3) 外国人住民

春日部市統計書(令和5年版)によれば、本市には令和4年10月現在4,904人の外国人が在住し、人口全体に占める割合は2.1%となっており、徐々に増加している。

#### 1.4 常住人口・昼間人口及び従業者・通学者人口

令和2年10月1日現在、春日部市の常住人口は229,792人、昼間人口は196,819人となっている。常住人口よりも昼間人口が少ないが、これは、当地から外へ通う従業者・通学者の方が、当地に通う従業者・通学者より多いためである。

本市から市外への従業者・通学者人口は、県内が36,688人、県外が27,806人、総数66,352人となっている。県内ではさいたま市が12,507人と最も多く、県外では都内が最も多く20,509人となっている。

大規模地震により鉄道等の交通機関が被災した場合、市外へ従業・通学している市民の多くが帰宅困難者になると懸念される。

**【常住人口、昼間人口及び従業者・通学者人口】 [令和2年10月1日現在]**

区分	人数(人)
常住人口	229,792
昼間人口	196,819
常住人口100人当たりの昼間人口	85.7
当地に常住する従業者・通学者	112,603
市内で従業・通学	55,864
市外で従業・通学(A)	66,352
当地で従業者・通学者	99,368
他市区町村に常住(B)	31,521
流出超過数(A-B)	34,831

資料) 総務省統計局「国勢調査報告」

**【市外への従業者数及び通学者】 [令和2年10月1日現在、単位：人]**

従業地・通学地	総数	就業者	通学者
県 内	36,688	32,669	4,018
さいたま市	12,507	11,217	1,289
越谷市	7,770	7,028	742
その他	16,411	14,424	1,987
県 外	27,806	25,711	2,095
東京都	20,509	19,024	1,485
千葉県	4,895	4,517	378
その他	2,402	2,170	232
総 数	66,352	60,131	6,220

注) 「総数」には、従業地・通学地「不詳」が含まれる。

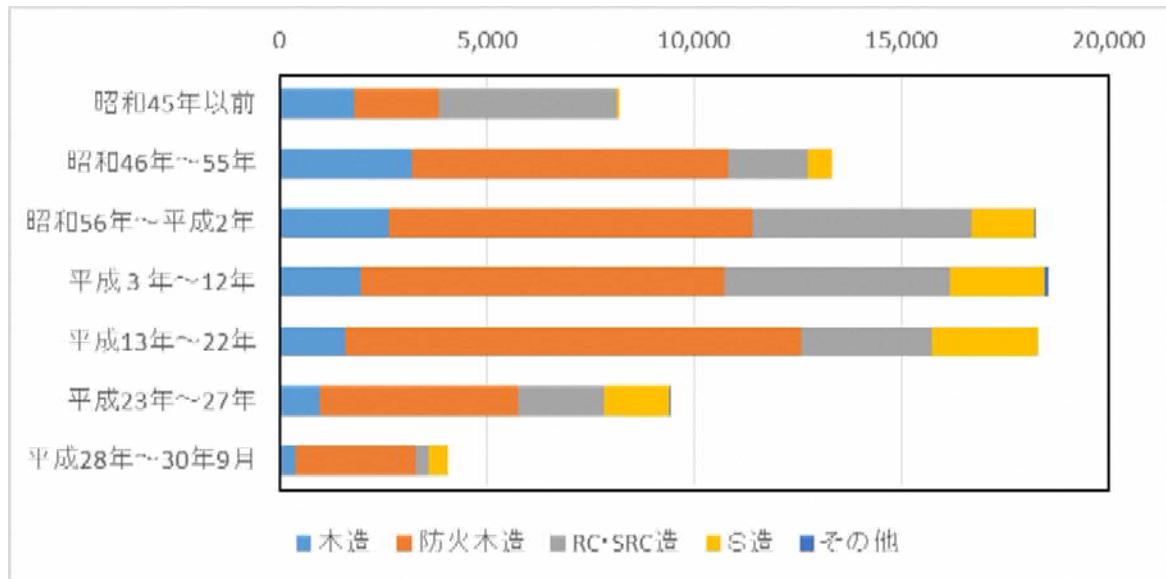
資料) 総務省統計局「国勢調査報告」

## 2. 建物

建築基準法は、昭和46年に十勝沖地震（昭和43年）を教訓に見直しが行われ、より高い安全性を求めて基準を補足し修正された。さらに、宮城県沖地震（昭和53年）を教訓として、昭和56年に新耐震設計基準が大幅に改正された。

本市の住宅総数は、平成30年10月1日現在、95,670棟あり、そのうち耐震上問題のある昭和56年以前に建築された住宅は21,550棟で全体の約22.5%を占めている。なかでも昭和45年以前に建築された住宅は8,210棟で全体の約8.6%を占めている。

【建築時期別、構造別の住宅数】  
[平成30年10月1日現在]



資料) 総務省統計局「住宅・土地統計調査報告」

【建築時期別、構造別の住宅数】  
[平成30年10月1日現在]

区分	木造	防火木造	RC·SRC造	S造	その他	総数
昭和45年以前	1,800	2,040	4,290	80	-	8,210
昭和46年～55年	3,200	7,630	1,920	580	-	13,340
昭和56年～平成2年	2,640	8,770	5,280	1,520	20	18,230
平成3年～12年	1,960	8,780	5,420	2,300	100	18,560
平成13年～22年	1,600	10,970	3,160	2,560	-	18,300
平成23年～27年	960	4,800	2,080	1,550	20	9,410
平成28年～30年9月	370	2,930	290	480	-	4,060
総数	13,480	48,760	23,360	9,920	140	95,670

注) 「総数」には建築の時期「不詳」を含む。

資料) 総務省統計局「平成30年住宅・土地統計調査報告」

### 3. 交 通

#### 3.1 道 路

本市の幹線道路は、国道が3路線、県道が12路線あり、交通の要衝となっている、こうした幹線道路は比較的整備されているものの、通過交通の増大や交通渋滞も見受けられ、必ずしも十分とはいえない。

また、本市の市道は、市域を南北に縦断する大落古利根川や中川等の多くの河川により東西方向が分断されており、地震災害時には、橋梁が交通ネットワークの上で果たす役割は非常に大きい。

#### 3.2 鉄 道

本市は鉄道交通の要衝であり、東武スカイツリーラインと東武アーバンパークラインの東武鉄道2路線が春日部駅で結節している。特に、スカイツリーラインは埼玉県東部と東京都中心部とを結ぶ大動脈であり、北千住で地下鉄日比谷線と、押上駅で地下鉄半蔵門線・東急田園都市線と相互乗り入れをしている。スカイツリーラインは本市内では道路と平面交差であり、踏切が多く、東西方向の道路交通のネックとなっている。

一方、アーバン

パークラインは環状方向の鉄道路線であり、さいたま市方面及び野田、柏方面と本市を結んでいる。こちらは一部単線区間もあり、スカイツリーラインと比べると輸送力は小さい。

市内には、伊勢崎線に春日部、一ノ割、武里、北春日部の4駅が、野田線に豊春、八木崎、藤の牛島、南桜井の4駅がある。駅別の一日平均乗降客数を以下に表示する。

【駅別一日平均乗降客数】		[単位：人]		
路線名	駅 名	乗降人員	普通乗車	定期乗車
東武スカイツリーライン	春 日 部	57,647	22,405	35,242
	一 ノ 割	14,841	4,719	10,122
	武 里	13,038	4,400	8,638
	北春日部	8,477	2,177	6,300
東武アーバンパークライン	豊 春	10,708	3,418	7,290
	八 木 崎	9,316	2,222	7,094
	藤の牛島	6,159	1,917	4,242
	南 桜 井	11,839	3,635	8,204
合計		132,025	44,893	87,132

資料) 関東交通広告協議会「2021年度1日平均乗降人員・通過人員」

#### 3.3 橋 梁

本市の主要な橋梁としては、江戸川に架かる宝珠花橋（次木・杉戸線）、金野井橋（国道16号）、大落古利根川に架かる春日部大橋（国道16号）、新町橋（惣新田・春日部線）、古利根公園橋（さいたま・春日部線）、埼葛橋（国道4号）、八幡橋（春日部・松伏線）、ゆりのき橋（市道1-28）、藤塚橋（市道1-10）、古利根川橋（国道4号バイパス）、古利根橋（野田・岩槻線）、中川に架かる松富橋（西宝珠花・春日部線）、庄内橋（埼葛広域農道）、はなみずき橋（市道1-29）、中川橋（国道16号）、新川橋（西金野井・春日部線）、庄内古川橋（国道4号バイパス）、古隅田川に架かる隅田橋（国道16

号)、会之堀川に架かる会之堀橋(野田・岩槻線)、新方川に架かる戸井橋(国道4号)、安之堀川に架かるおおば橋(野田・岩槻線)、新倉松川に架かる肅正橋(西宝珠花・春日部線)、新倉松橋(国道16号)、新幸松橋(西金野井・春日部線)、隼人堀川に架かる三千貝橋(春日部・久喜線)等がある。

### 【 主要な橋梁 】

河川名	橋梁名
江 戸 川	宝珠花橋(次木・杉戸線)
	金野井橋(国道16号)
大落古利根川	春日部大橋(国道16号)
	新町橋(惣新田・春日部線)
	古利根公園橋(さいたま・春日部線)
	埼葛橋(国道4号)
	八幡橋(春日部・松伏線)
	ゆりのき橋(市道1-28)
	藤塚橋(市道1-10)
	古利根川橋(国道4号バイパス)
	古利根橋(野田・岩槻線)
中 川	松富橋(西宝珠花・春日部線)
	庄内橋(埼葛広域農道)
	はなみずき橋(市道1-29)
	中川橋(国道16号)
	新川橋(西金野井・春日部線)
	庄内古川橋(国道4号バイパス)
古 隅 田 川	隅田橋(国道16号)
会 之 堀 川	会之堀橋(野田・岩槻線)
新 方 川	戸井橋(国道4号)
安 之 堀 川	おおば橋(野田・岩槻線)
新 倉 松 川	肅正橋(西宝珠花・春日部線)
	新倉松橋(国道16号)
	新幸松橋(西金野井・春日部線)
隼 人 堀 川	三千貝橋(春日部・久喜線)

#### 4. 土地利用

春日市の平成 23 年から令和 4 年の地目別面積の推移を以下に示す。

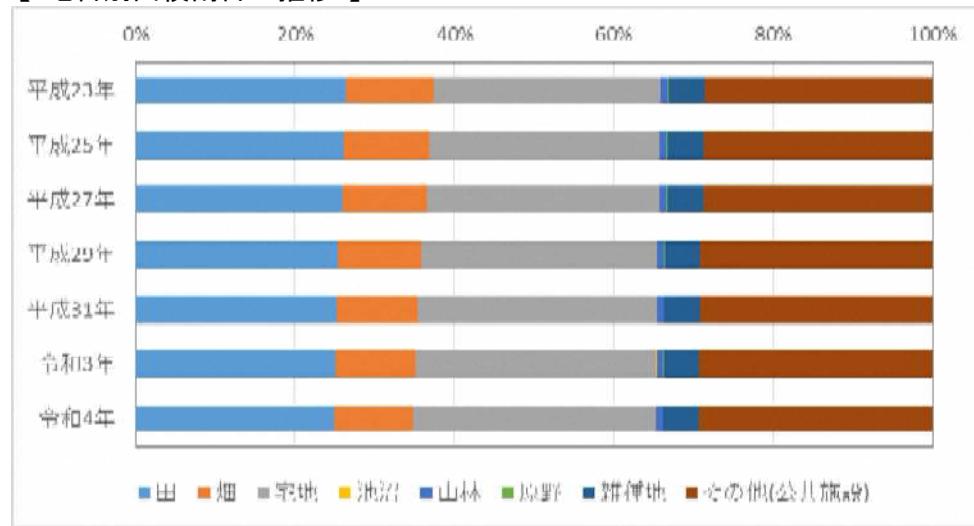
過去 10 年間、市の土地利用に大きな変化はないが、宅地が増加傾向にあるのに対し、田畠は減少傾向にある。地目別面積とその割合は、宅地が最も大きく 2,013ha で全体の 30.5% を占めている。田は 1,646ha で全体の 24.9%、畠は 653ha で全体の 9.9% となっている。

**【 地目別面積の推移 】** [単位 : ha、各年 1月 1日現在]

年次	田	畠	宅地	池沼	山林	原野	雑種地	その他(公共施設)	総数
平成 23 年	1,742	730	1,869	2	60	8	297	1,890	6,598
平成 25 年	1,723	709	1,903	2	57	7	299	1,896	6,598
平成 27 年	1,709	700	1,931	1	56	7	293	1,903	6,600
平成 29 年	1,678	685	1,955	1	55	7	291	1,928	6,600
平成 31 年	1,663	672	1,984	1	53	7	291	1,929	6,600
令和 3 年	1,654	659	2,000	1	52	7	291	1,936	6,600
令和 4 年	1,646	653	2,013	1	51	7	291	1,938	6,600

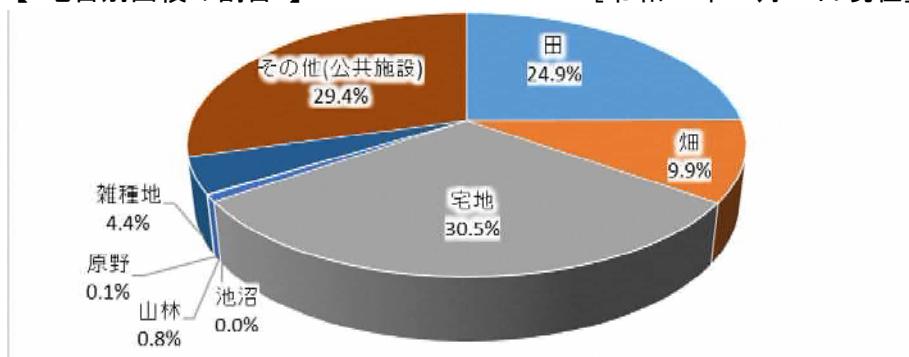
資料)春日市統計書(平成 24 年、30 年版、令和 5 年版)

**【 地目別面積割合の推移 】**



**【 地目別面積の割合 】**

[令和 4 年 1月 1日現在]



## 第6節 被害想定と災害対策の基本方針

### 第6節 被害想定と災害対策の基本方針

第1 地震被害想定

第2 浸水想定

第3 災害対策の基本方針

#### 第1 地震被害想定

地震被害想定とは、地震が発生したときの地盤の揺れの大きさや、人的被害及び建物被害等の程度を予想するもので、震災に対する防災計画を作成する場合、地震が起きたときに、どの程度の被害が発生するかを推定することにより、その被害の程度に応じた効果的な災害対策を立てることができる。

#### 第1 地震被害想定

1. 想定地震

2. 想定結果

#### 1. 想定地震

中央防災会議の「首都直下地震対策専門調査会」において実施された、首都圏における直下地震の被害想定の基礎資料に基づき、地震及び活断層における最新の知見や社会的状況の変化を受けて、埼玉県では平成24・25年度に5回目の地震被害想定調査を実施した。調査では、最新の科学的知見や過去の被害地震を踏まえ近い将来に発生する可能性が高いか、ないし、県の直下にあり地震が発生した場合に県内の被害が大きいと考えられる地震について、次に示す五種類の地震を想定した（「埼玉県地震被害想定調査報告書（平成26年3月、埼玉県）」）。

### 【想定地震の概要】

地震のタイプ	想定地震名	マグニチュード	説明
海溝型	東京湾北部地震	7.3	フィリピン海プレート上面の震源深さに関する最新の知見を反映 ※今後30年以内に南関東地域でM7級の地震が発生する確率：70%
	茨城県南部地震	7.3	
	元禄型関東地震	8.2	過去の記録等で、首都圏に大きな被害をもたらしたとされる巨大地震を想定（相模湾～房総沖） ※今後30年以内の地震発生確率：ほぼ0%
活断層型	関東平野北西縁断層帯地震	8.1	深谷断層と綾瀬川断層を一体の断層帶として想定 ※今後30年以内の地震発生確率：ほぼ0%～0.008%
	立川断層帯地震	7.4	最新の知見に基づく震源条件により検証 ※今後30年以内の地震発生確率：0.5%～2%

### 【想定地震の断層位置図】



### 【被害想定の予測条件】

区分	内容	条件
物的被害	火災	夏12時 風速8m/s、冬18時 風速8m/s
人的被害	死傷者	夏12時 風速8m/s、冬5時 風速8m/s、 冬18時 風速8m/s
	避難者	冬18時 風速8m/s
	帰宅困難者	平日12時・18時、休日12時・18時

資料) 埼玉県地震被害想定調査報告書（平成26年3月、埼玉県）

## 2. 想定結果

### 2.1 被害想定の概要

埼玉県が想定した五種類の地震による被害想定の概要について、予測震度は下表に示すとおりである。

#### 【想定地震の予測震度】

想定地震名	県内の最大震度	最大震度となる市区町村	春日市の最大震度
東京湾北部地震	6強	南部を中心に11市区町	6弱
茨城県南部地震	6強	東部を中心に5市区町	6強
元禄型関東地震	6弱	南東部を中心に15市区町村	6弱
関東平野北西縁断層帯地震	7	中部から北部を中心に18市区町	6強
立川断層帯地震	6強	南中部を中心に5市	5強

また、液状化がしやすい箇所は、地震動がそれほど大きくなくとも、液状化が発生する可能性が高いことを意味する。埼玉県では、東部に低地が広がることから、全体的な傾向として、東部で液状化しやすくなっている、春日市においても、液状化のしやすい箇所が見られる。

地震動による急傾斜地被害予測については、対象とした急傾斜地崩壊危険箇所数は、埼玉県全体で1,999箇所を有しているが、その多くは山地が広がる西部に集中しており、春日市においては、斜面被害の危険性が高い箇所は存在しないとの予測結果となっている。

### 2.2 春日市の被害予測

埼玉県地震被害想定調査に基づく春日市の被害想定は、以下に示すとおりである。

この中で最も本市に大きな被害をもたらすと考えられるのは茨城県南部地震で、建物被害については、木造建物全壊が1,076棟、非木造建物全壊が104棟と予想されている。人的被害については、死者が54人、重傷者が58人、軽傷者が603人に及び、避難者は17,919人、帰宅困難者は19,848人と予想されている。

一方、ライフラインへの影響は、茨城県南部地震で上水道と都市ガスへの影響が大きいと予測されている。

【 県の地震被害想定結果 】

区分	種別	被害内容	単位	東京湾 北部	茨城県 南部	元禄型 関東	関東平野 北西縁断層	立川断層	備考
建築物	木造	全壊数	棟	116	1,076	78	196	0	
		全壊率	%	0.18	1.71	0.12	0.31	0.00	
		半壊数	棟	802	4,703	405	1,258	1	
		半壊率	%	1.28	7.49	0.64	2.00	0.00	
	非木造	全壊数	棟	22	104	15	19	0	
		全壊率	%	0.04	0.17	0.02	0.03	0.00	
		半壊数	棟	54	222	33	71	0	
		半壊率	%	0.09	0.35	0.05	0.11	0.00	
	全建物	全壊数	棟	138	1,180	93	215	0	
		全壊率	%	0.22	1.88	0.15	0.34	0.00	
		半壊数	棟	856	4,925	438	1,329	1	
		半壊率	%	1.36	7.84	0.70	2.11	0.00	
火災	—	焼失棟数	棟	82	671	50	81	8	冬 18 時 風速 8 m/s
		焼失率	%	0.10	0.84	0.06	0.10	0.01	
		焼失棟数	棟	25	217	15	27	4	
		焼失率	%	0.03	0.27	0.02	0.03	0.01	
人的被害	建物・火災等による死者	建物倒壊	人	2	53	1	14	0	茨城県南部 (火災)は冬 18時。その他は冬5時
		ブロック塀等	人	0	0	0	0	0	
		火災	人	0	1	0	0	0	
		合計	人	2	54	1	14	0	
	死傷者	死者	人	2	54	1	14	0	冬 5 時 風速 8 m/s
		重傷者	人	2	58	1	15	0	
		軽傷者	人	93	603	42	192	0	
		死者	人	1	25	0	8	0	
		重傷者	人	2	32	1	11	0	
		軽傷者	人	56	285	28	126	0	
		死者	人	1	37	0	11	0	
		重傷者	人	3	43	1	12	1	
	人の被害	軽傷者	人	66	381	31	142	0	
		1日後	人	1,249	9,406	752	1,765	32	冬 18 時 風速 8 m/s
		一週間後	人	4,005	17,919	752	4,898	32	
		1ヶ月後	人	1,249	11,175	752	8,969	32	
		(外出先) 県内	人	11,464	11,391	11,417	11,479	10,272	夏 12 時
		(外出先) 都内	人	20,625	16,646	20,665	20,668	19,387	
		(外出先) 他県	人	8,093	7,872	7,529	7,868	1,656	
		合計	人	40,181	35,910	39,611	40,015	31,315	
		(外出先) 県内	人	7,029	6,985	7,000	7,039	6,299	冬 18 時
		(外出先) 都内	人	12,647	10,207	12,671	12,673	11,887	
		(外出先) 他県	人	4,962	4,827	4,617	4,825	1,015	
		合計	人	24,638	22,019	24,288	24,536	19,201	
	帰宅困難者	(市内)	人	20,244	19,848	19,338	20,264	11,672	平日 12 時
			人	15,796	15,474	15,212	15,714	9,026	平日 18 時
			人	20,005	19,446	19,080	20,039	11,499	休日 12 時
			人	15,659	15,202	15,073	15,600	9,098	休日 18 時

区分	種別	被害内容	単位	東京湾北部	茨城県南部	元禄型関東	関東平野北西縁断層	立川断層	備考
ライフライン	上水道	被害箇所数	件	86	394	0	91	0	
		断水人口	人	41,769	132,733	56	44,067	10	1日後
	下水道	被害延長	km	227	268	195	229	66	
		機能支障人口	人	59,267	69,992	51,005	59,827	17,359	
	都市ガス	供給停止件数	件	32,232	53,218	13,623	39,046	0	
		供給停止率	%	56.7	93.6	24.0	68.7	0.00	
	電力	地震直後	停電世帯数	世帯	3,449	29,497	2,318	5,362	0
			停電率	%	3.77	32.23	2.53	5.86	0.00
		1日後	停電世帯数	世帯	617	5,212	409	906	10
			停電率	%	0.67	5.69	0.45	0.99	0.01
	電話	不通回線数	件	81	649	47	88	7	冬18時 風速8m/s
		不通率	%	0.10	0.77	0.06	0.10	0.01	

注) 小数点以下、四捨五入の関係により、合計値が合わないことがある。

注) ただし、季節・時刻の条件を示していないものは被害が最大の場合の想定結果であり、また、それぞれの項目について風速が最大の場合の結果を示している。

注) 表中の帰宅困難者（外出先）は、春日部市民が県内の他市町村や都内などに通勤・通学で外出し、外出先で地震が発生したために自宅に戻って来られなくなる人を指す。

帰宅困難者（市内）は、市外在住の方が市内に通勤・通学などで所在している時に、地震発生により自宅に戻れなくなり、市内に留まり帰宅困難となる人を指す。

※帰宅困難者については、「第2編第2章第2節第9帰宅困難者対策 9. 1帰宅困難者の定義」を参照。

資料) 「埼玉県地震被害想定調査 報告書」（平成26年3月、埼玉県）

## 第2 浸水想定

国及び県が管理する河川のうち、洪水予報河川並びに水位情報周知河川について、水防法第14条に基づき、河川整備の基本となる降雨（想定最大規模降雨）により氾濫した場合に浸水が想定される区域を指定し、想定される浸水深等を表示した図面（洪水浸水想定区域図）が作成され、関係市町村長へ通知される。

### 第2 浸水想定

1. 洪水浸水想定区域（国管理河川）

2. 洪水浸水想定区域（県管理河川）

#### 1. 洪水浸水想定区域（国管理河川）

洪水害は、大きく溢水や堤防の決壊による外水氾濫と、堤内地の排水不良からおこる内水氾濫に区分される。

このうち、大きな被害を生じるのは大河川の外水氾濫であるが、本市の立地する埼玉県東部の中川流域は、利根川及び江戸川に囲まれた平均標高の低い沖積低地が広く分布しており、利根川、江戸川、荒川が氾濫した場合には、本市への大きな影響が懸念される。

現在、国（河川事務所）が作成・公表している洪水浸水想定区域のうち、本市に関係するものは次のとおりである。

#### 【本市に関係する洪水浸水想定区域（国管理河川）】

洪水予報河川名及び水位情報周知河川名	洪水浸水想定区域図名	作成者	作成・指定年月日	告示番号	指定の前提となる降雨（想定最大規模）
荒川	荒川水系荒川 洪水浸水想定区域図	国土交通省 関東地方整備局 荒川上流河川事務所・ 荒川下流河川事務所	平成28年 5月30日	国土交通省 関東地方整備局 告示第215号	荒川流域の 72時間総雨量 632mm
利根川	利根川水系利根川 洪水浸水想定区域図	国土交通省 関東地方整備局 利根川上流河川事務所・ 利根川下流河川事務所	平成29年 7月20日	国土交通省 関東地方整備局 告示第213号	利根川流域、 八斗島上流域の 72時間総雨量 491mm
江戸川	利根川水系江戸川 洪水浸水想定区域図	国土交通省 関東地方整備局 江戸川河川事務所	平成29年 7月20日	国土交通省 関東地方整備局 告示第217号	利根川流域、 八斗島上流域の 72時間総雨量 491mm

資料) 国土交通省関東地方整備局荒川上流河川事務所、利根川上流河川事務所、江戸川河川事務所

## 2. 洪水浸水想定区域（県管理河川）

県が作成・公表している洪水浸水想定区域のうち、本市に関係するものは次のとおりである。

### 【 本市に関係する洪水浸水想定区域（県管理河川）】

洪水予報河川名 及び水位情報 周知河川名	洪水浸水想定区域図名	作成者	作成・ 指定年月日	告示番号	指定の前提 となる降雨 (想定最大規模)
利根川水系 中川	利根川水系中川 洪水浸水想定区域図	埼玉県国土整備部 河川砂防課	令和2年 5月26日	埼玉県告示 第538号	中川流域の 48時間総雨量 596mm
利根川水系 元荒川	利根川水系元荒川 洪水浸水想定区域図	埼玉県国土整備部 河川砂防課	令和2年 5月26日	埼玉県告示 第540号	中川流域の 48時間総雨量 596mm
利根川水系 大落古利根川	利根川水系大落古利根川 洪水浸水想定区域図	埼玉県国土整備部 河川砂防課	令和2年 5月26日	埼玉県告示 第541号	中川流域の 48時間総雨量 596mm
利根川水系 新方川	利根川水系新方川 洪水浸水想定区域図	埼玉県国土整備部 河川砂防課	令和2年 5月26日	埼玉県告示 第542号	中川流域の 48時間総雨量 596mm

資料) 埼玉県

## 第3 災害対策の基本方針

## 1. 震災対策の基本方針

## 2. 風水害対策の基本方針

## 1. 震災対策の基本方針

東日本大震災以降、国では「減災」や「自助・共助・公助による取組」等を震災対策の基本方針として防災基本計画の大幅な修正を行っており、県地域防災計画においても同様の修正が行われている。

市においても、総則編にこれらの基本方針（「第1章 第2節 計画の基本方針」）を掲げており、震災対策においては、この基本方針に基づき計画を策定するものとする。

その際、震災対策の前提とする想定地震は、本市に最も大きな被害をもたらすと考えられる「茨城県南部地震」及び切迫性が高いと考えられている「東京湾北部地震」を用いる。

なお、市及び防災関係機関が具体的な応急対策を講じるフレームとして、救助・医療、避難生活、応急復旧、要配慮者の観点から設定する対策の目標値は、想定地震による被害想定結果における各項目の最大値を採用する。「茨城県南部地震」及び「東京湾北部地震」の震災対策の前提条件（被害想定結果）は以下に示すとおりである。

## 【震災対策の前提条件（被害想定結果）】

項目		対象とする地震	単位	東京湾北部地震	茨城県南部地震
マグニチュード		—		7.3	7.3
本市の震度		—		6弱	6強
建 物 被 害	木造	全壊数	棟	116	1,076
	非木造	全壊数	棟	22	104
	全建物	全壊数	棟	138	1,180
人 的 被 害	死者	人		2 (0.00)	54 (0.02)
	重傷者	人		2 (0.00)	58 (0.02)
	軽傷者	人		93 (0.04)	603 (0.25)
生 活 支 障	避難者（1週間後）	人		4,005 (1.68)	17,919 (7.52)
	(外出先) 帰宅困難者	人		40,181 (16.87)	35,910 (15.08)
		人		20,244 (8.50)	19,848 (8.33)
ラ イ フ ラ イ ン	上水道	断水人口	人	41,769 (17.60)	132,733 (55.97)
	下水道	機能支障人口	人	59,267 (24.99)	69,992 (29.51)
	都市ガス	供給停止件数	件	32,232 (56.7)	53,218 (93.6)
	電力	停電世帯数(地震直後)	世帯	3,449 (3.77)	29,497 (32.23)
	電話	不通回線数	件	81 (0.10)	649 (0.77)

注) 欄中の（ ）内の数字は、平成26年8月1日現在の春日部市の人口238,157人、世帯数101,169戸に対する割合(%)を示す。ただし、都市ガスは、供給停止件数の需要家件数に対する割合(%)、電話は不通回線数の需要家回線数に対する割合(%)を示す。

注) 帰宅困難者（外出先）は、春日部市民が県内の他市町村や都内などに通勤・通学で外出し、外出先で地震が発生したために自宅に戻って来られなくなる人を指す。  
帰宅困難者（市内）は、市外在住の方が市内に通勤・通学等で所在している時に、地震発生により自宅に戻れなくなり、市内に留まり帰宅困難となる人を指す。  
資料) 「埼玉県地震被害想定調査 報告書」（平成 26 年 3 月、埼玉県）

## 2. 風水害対策の基本方針

自然災害の多い我が国では、毎年のように全国各地で人的・物的被害を伴う風水害が発生している。近年発生した大規模な風水害として、平成 29 年の九州北部豪雨災害、令和元年

9 月の台風第 15 号（令和元年度房総半島台風）、同 10 月の台風第 19 号（令和元年度東日本台風）などがあり、関東地方においても大きな被害が発生している。国や県では、こうした災害による教訓を反映し、利根川、江戸川等の浸水想定や各種ガイドライン等の見直しを行っているが、重点的に検討されている事項は次のとおりである。

- ・浸水想定区域の見直し（想定降雨を計画最大から想定最大へ修正）
- ・発令する避難情報の一本化（避難指示）
- ・住民の避難行動の促進による人命の保護
- ・避難所外避難の周知と避難所における良好な生活環境の確保

市では、これらの重点事項を踏まえ、最大規模の被害が生じると想定される利根川及び江戸川の浸水想定区域を把握するとともに、避難を確実にするための市民、自主防災組織の防災教育並びに防災訓練、要配慮者の避難支援、河川水位と連動した災害対策本部の配備基準等の内容を反映させた計画を策定するものとする。